

FFG

第 19 期

定時株主総会 招集ご通知

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。

開催
日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

開催
場所

福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階平安の間

スマートフォンでの議決権行使は
「株主総会ポータル」をご利用ください。

「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」を読み取り
ただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」
を入力せずにアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくはP3へ

目次

■ 第19期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）8名選任 の件	5
第3号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件	11
第4号議案 補欠の監査等委員である 取締役2名選任の件	16
■ 事業報告	
■ 連結計算書類	
■ 個別計算書類	
■ 監査報告書	
株主総会会場ご案内図	

FFG の理念体系

FFG の理念体系は、社員一人ひとりが持つべき
考え方や行動のよりどころとなるものです。
わたしたちは、この理念体系をグループ経営の基本としています。



創りたい社会

経済的・物質的・精神的にゆたかな地域社会

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第19期定時株主総会を2026年6月26日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2025年度は、日本銀行による金利政策の正常化や日経平均株価の過去最高値更新など、経済に明るい動きが見られました。一方で、中東情勢の緊迫化等に伴う地政学リスクの高まりに加え、AI技術の急速な進展など、私たちを取り巻く経営環境は、大きく変化しています。

このような環境のもと、ふくおかフィナンシャルグループは、新たな「理念体系」と「長期戦略」、ならびに「第8次中期経営計画」に基づき、経済的・物質的・精神的にゆたかな地域社会の実現に向け、一步先を行く発想でグループ一丸となって挑戦を続けています。社会や経済が大きく変動するなかにおいても、「お客さま本位」の姿勢を徹底し、人財の成長と組織の活力を原動力として、持続的な企業価値の向上に努めています。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役社長 五島 久



(証券コード8354)

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株主各位

福岡市中央区大手門一丁目8番3号
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役社長 五島久

FFG 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.fukuoka-fg.com/investor/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項として掲載された株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに次頁の案内に従って議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時
- 2. 場 所** 福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階平安の間
- 3. 目的事項**
報告事項
 - 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件**決議事項**
 - 第1号議案** 剰余金の処分の件
 - 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年6月26日(金)
午前10時

書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「三井住友信託銀行株式会社証券代行部」に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日(木)
午後5時到着分まで

インターネット等による 議決権行使



インターネット等により議決権行使される場合には、次ページの内容をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木)
午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください。

(1) 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(2) 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

◎会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料はウェブサイトにてご確認くださいことを原則とし、基準日までに書面交付請求のお手続きを完了された株主さまに限り、資料一式を書面（以下、「送付書面」といいます。）でお送りしております。本株主総会においては、書面交付請求をされていない株主さまにも、お手元で株主総会議案をご確認いただけるよう株主総会参考書類の一部を抜粋しお送りしております。

法令及び当社定款の規定に基づき、「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、送付書面に記載しておりません。したがって、送付書面に含まれているのは、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。送付書面に記載されていない電子提供措置事項につきましては、1頁に記載のとおり、当社ウェブサイト又は東京証券取引所ウェブサイトをご参照ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお伝えしてまいりますので、適宜ご確認をお願い申し上げます。

◎各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認くださいか、時間をおいて再度アクセスしてください。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月25日(木) 午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。
ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期安定的な経営基盤確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまのご期待にお応えするために、利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的・持続的な増加に努め、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じて配当金をお支払いする方針としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、1株につき95円（中間配当金を含め、当期の配当金は1株につき年間180円）とさせていただきますと存じます。

この場合の普通株式の配当総額は17,984,043,495円（中間配当金を含め、当期の配当総額は34,075,241,260円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日とさせていただきますと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち全8名が再任候補者です。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	しば と たか しげ 柴 戸 隆 成	再任 取締役会長〔代表取締役〕
2	ごとう ひさし 五 島 久	再任 取締役社長〔代表取締役〕
3	みよし ひろし 三 好 啓 司	再任 取締役副社長〔代表取締役〕
4	はしづめ まさひろ 橋 爪 政 博	再任 取締役執行役員
5	さかもと としひろ 坂 本 俊 宏	再任 取締役執行役員
6	やまかわ のぶひこ 山 川 信 彦	再任 取締役執行役員
7	ふかさわ まさひこ 深 沢 政 彦	再任 社外役員 独立役員 取締役（社外）
8	はなおか くみ 花 岡 久 美	再任 社外役員 独立役員 取締役（社外）



生年月日

1954年3月13日

所有する当社株式の数

35,187株

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式数 15,255株)

候補者
番号

1

しば と たか しば
柴 戸 隆 成

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1976年4月	(株)福岡銀行入行	2014年6月	当社取締役社長 (執行役員兼務)
2003年6月	同 取締役総合企画部長	2014年6月	(株)福岡銀行取締役頭取
2005年4月	同 常務取締役	2018年6月	(株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役 (現任)
2006年6月	同 取締役常務執行役員	2019年4月	当社取締役会長兼社長 (執行役員兼務)
2007年4月	同 取締役専務執行役員	2019年4月	(株)福岡銀行取締役会長兼頭取
2007年4月	当社取締役	2020年6月	西日本鉄道(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)
2008年6月	第一交通産業(株)社外取締役 (現任)	2022年4月	当社取締役会長 (現任)
2009年4月	当社取締役執行役員	2022年4月	(株)福岡銀行取締役会長 (現任)
2010年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取		(重要な兼職の状況)
2011年4月	(株)親和銀行 (現(株)十八親和 銀行) 非業務執行取締役		(株)福岡銀行 取締役会長
2012年4月	当社取締役副社長 (執行役員兼務)		

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・人財戦略・監査・コンプライアンス・融資審査・総務の担当役員を歴任し、2014年6月から頭取、2019年4月から会長兼頭取、2022年4月から会長を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人財戦略・監査・リスク管理・総務の担当役員、2014年6月から社長、2019年4月から会長兼社長、2022年4月から会長を務め、グループ経営全般を適切に統括・監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1962年2月3日

所有する当社株式の数

26,594株

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式数 15,255株)

候補者
番号

2

ご と う ひさし
五 島 久

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1985年4月	(株)福岡銀行入行	2020年4月	(株)熊本銀行非業務執行取締役
2012年4月	同 総合企画部部长	2021年6月	当社取締役執行役員
2015年4月	同 執行役員営業推進部長	2022年4月	当社取締役社長 (執行役員兼務) (CEO) (現任)
2016年10月	同 執行役員営業戦略部部长 兼FC推進部部长	2022年4月	(株)福岡銀行取締役頭取 (現任)
2016年10月	当社営業戦略部部长兼FC企画部長	2024年6月	西部ガスホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2017年4月	(株)福岡銀行常務執行役員		(重要な兼職の状況)
2017年4月	当社執行役員		(株)福岡銀行 取締役頭取
2019年4月	(株)福岡銀行 取締役常務執行役員		
2020年4月	同 取締役専務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・営業企画・ビジネス戦略の部門長、人財戦略・監査・コンプライアンス・リスク管理・営業企画・総務の担当役員を歴任し、2020年4月から専務、2022年4月から頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人財戦略・監査・コンプライアンス (CCO)・リスク管理・営業企画・総務の担当役員、2022年4月から社長を務め、グループ経営全般を適切に統括・監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1962年6月18日

所有する当社株式の数

19,729株

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式数 10,822株)

候補者
番号

3

み よし ひろ し
三 好 啓 司

再任

略歴 (当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1986年4月	(株)福岡銀行入行	2020年4月	同 取締役専務執行役員
2013年4月	同 融資部部长	2020年12月	(株)みんなの銀行 非業務執行取締役 (現任)
2014年1月	同 パブリックソリューション部長	2021年6月	当社取締役執行役員
2015年4月	同 総合企画部長	2022年4月	当社取締役副社長 (現任)
2015年4月	当社経営企画部長	2022年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取 (現任)
2017年4月	(株)福岡銀行執行役員 総合企画部長	(重要な兼職の状況)	
2017年4月	当社執行役員経営企画部長	(株)福岡銀行 取締役副頭取	
2018年4月	(株)福岡銀行執行役員	(株)みんなの銀行 非業務執行取締役 (担当)	
2018年4月	当社執行役員	経営企画部 (CFO)、ソリューション事業本部、 DX推進本部	
2019年4月	(株)福岡銀行 取締役常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・公共ソリューション・融資審査の部門長、経営企画・監査・ビジネス戦略・DX戦略・営業企画・ソリューション事業の担当役員を歴任し、2020年4月から専務、2022年4月から副頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・監査・ビジネス戦略・DX戦略・営業企画・ソリューション事業の担当役員、2022年4月から副社長を務め、グループ経営全般を適切に統括・監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1966年8月21日

所有する当社株式の数

7,153株

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式数 4,863株)

候補者
番号

4

はし づめ まさ ひろ
橋 爪 政 博

再任

略歴 (当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1989年4月	(株)福岡銀行入行	2023年4月	(株)十八親和銀行 非業務執行取締役
2016年10月	同 営業推進部長	2024年4月	(株)福岡銀行 取締役常務執行役員
2017年4月	同 ソリューション営業部長	2025年4月	同 取締役専務執行役員
2018年4月	同 産業金融部長	2025年6月	当社取締役執行役員 (現任)
2019年4月	同 北九州営業部長	2026年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取 (現任)
2020年4月	同 執行役員北九州営業部長	2026年4月	(株)みんなの銀行取締役会長 (現任)
2021年4月	同 執行役員本店営業部長	(重要な兼職の状況)	
2022年4月	同 常務執行役員	(株)福岡銀行 取締役副頭取	
2022年4月	当社執行役員	(株)みんなの銀行 取締役会長 (担当)	
		経営企画部 (CSO) (東京地区を除く)、 人財戦略部	

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、本店営業部長、営業企画・ソリューション事業・事業投資金融の部門長、経営企画・人財戦略・営業企画の担当役員を歴任し、2025年4月から専務、2026年4月から副頭取を務め、みんなの銀行において、2026年4月から会長を務めております。また、当社においても、グループの経営企画 (CSO)・人財戦略 (CHRO)・営業企画の担当役員、2025年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



候補者番号 **5** さかもととしひろ
坂本俊宏

再任

生年月日

1963年7月31日

所有する当社株式の数

5,817株

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式数 2,979株)

取締役候補者とした理由

当社グループの熊本銀行において、本店営業部長、経営企画・事務管理・ITの部門長、経営企画・人材戦略・監査・営業企画・ソリューション営業・事務管理・ITの担当役員を歴任し、2024年4月から頭取を務めております。また、当社においても、2024年4月から執行役員、2024年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1987年4月	(株)熊本相互銀行（現(株)熊本銀行）入行	2021年4月	同 取締役常務執行役員
2006年4月	同 田崎支店長	2023年10月	同 取締役常務執行役員 事務IT部長
2007年4月	同 東託麻支店長	2024年4月	同 取締役頭取（現任）
2010年4月	同 水前寺支店長	2024年4月	当社執行役員
2013年4月	同 鹿児島支店長	2024年6月	当社取締役執行役員（現任）
2016年4月	同 総合企画部長	（重要な兼職の状況）	
2018年4月	同 執行役員本店営業部長	(株)熊本銀行 取締役頭取	
2019年3月	同 執行役員本店営業部長 兼県庁支店長		



候補者番号 **6** やまかわのぶひこ
山川信彦

再任

生年月日

1965年10月27日

所有する当社株式の数

14,067株

(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式数 4,922株)

取締役候補者とした理由

当社グループの十八親和銀行において、営業企画の部門長、長崎営業部長を歴任し、2022年4月から頭取を務めております。また、当社においても、2022年4月から執行役員、2022年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1989年4月	(株)親和銀行（現(株)十八親和銀行）入行	2020年10月	(株)十八親和銀行 執行役員営業推進部長
2013年4月	同 総合企画部副部長	2022年4月	同 取締役頭取（現任）
2016年4月	同 営業推進部長	2022年4月	当社執行役員
2018年4月	同 長崎営業部長	2022年6月	当社取締役執行役員（現任）
2020年4月	同 執行役員営業推進部長	（重要な兼職の状況）	
2020年4月	(株)十八銀行（現(株)十八親和銀行）執行役員営業統括部長	(株)十八親和銀行 取締役頭取	



生年月日

1960年11月25日

所有する当社株式の数
9,385株

取締役会出席状況
9回/9回 (100%)

候補者
番号

7

ふか さわ まさ ひこ
深 沢 政 彦

再任

社外役員

独立役員

略歴 (当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1984年4月	(株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行	2016年6月	(株)福岡銀行 非業務執行取締役 (現任)
1993年4月	A.T. カーニー入社	2021年1月	アリックスパートナーズ・アジア・LLCマネージングディレクター
2002年5月	同 日本代表 (2005年より韓国会長兼務)	2023年7月	同 シニアアドバイザー
2007年1月	同 中国会長	2024年4月	カーライル・ジャパン・LLCマネージングディレクター兼グローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ日本責任者 (現任)
2012年5月	アリックスパートナーズ・アジア・LLC日本共同代表		
2014年2月	同 アジア共同代表兼日本共同代表		
2016年6月	当社社外取締役 (現任)		

(重要な兼職の状況)

(株)福岡銀行 非業務執行取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

A.T.カーニーの日本代表(韓国会長兼務)や中国会長、アリックスパートナーズ・アジア・LLCのアジア共同代表兼日本共同代表、マネージングディレクター、シニアアドバイザーを歴任され、2024年4月からはカーライル・ジャパン・LLCのマネージングディレクター兼グローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ日本責任者を務めるなど、多種多様な企業の経営戦略や事業再生等のコンサルティングに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はございません(注7)。

独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。



生年月日

1961年7月4日

所有する当社株式の数
368株

取締役会出席状況
7回/7回 (100%)
(注2)

候補者
番号

8

はな おか く み
花 岡 久 美

再任

社外役員

独立役員

略歴 (当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1985年4月	(株)東京銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行	2019年6月	三菱UFJ証券ホールディングス(株)執行役員広報・CSR推進部長
2009年10月	三菱UFJ証券(株) (現三菱UFJ証券ホールディングス(株)) デリバティブ業務部長	2019年6月	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員
2010年4月	三菱UFJ証券(株) (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) デリバティブ業務部長	2021年4月	三菱UFJ証券ホールディングス(株)顧問
2012年4月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)決済部長	2021年6月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)取締役 (現任)
2014年10月	同 トランザクション業務部長	2025年6月	当社社外取締役 (現任)
2016年7月	同 広報・CSR推進部長	2025年6月	(株)福岡銀行 非業務執行取締役 (現任)
2016年7月	三菱UFJ証券ホールディングス(株)広報・CSR推進部長		
2019年6月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)執行役員広報・CSR推進部長		

(重要な兼職の状況)

(株)福岡銀行 非業務執行取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの銀行・証券会社にて、市場部門・企業広報関連業務等に従事、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)・三菱UFJ証券ホールディングス(株)・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員を経て、現在は三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)の取締役を務めるほか、セミナー・メンタリング活動等を通じた女性社員のキャリア支援にも取り組むなど、金融・市場運用部門全般、企業広報を通じたコンプライアンスやCSR(企業の社会的責任)、及び女性活躍を含めた人財マネジメントに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はございません(注8)。

独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。

- 注1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 花岡 久美氏の取締役会への出席状況については、2025年6月の取締役就任以降、2025年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
 3. 深沢 政彦氏、花岡 久美氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である福岡銀行の非業務執行取締役であります。
 4. 深沢 政彦氏、花岡 久美氏は、社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
 5. 深沢 政彦氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
 6. 花岡 久美氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 7. 深沢 政彦氏個人及び深沢 政彦氏が所属する企業と当社グループとの取引について
 - ・深沢 政彦氏個人及び深沢 政彦氏が所属するカーライル・ジャパン・LLCと当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、深沢 政彦氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
 8. 花岡 久美氏個人及び花岡 久美氏が所属する企業と当社グループとの取引について
 - ・花岡 久美氏個人と当社グループとの間に、顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、花岡 久美氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
 - ・花岡 久美氏が所属する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と当社グループとの間に顧問契約及びコンサルティング契約はありません。
 - ・同社と当社グループとの間には当社グループの市場運用業務に関する取引関係がありますが、同社と当社グループとの取引額は、同社売上高及び当社連結業務粗利益の各1%未満であり、双方から見て少額であります。
 9. 社外取締役との責任限定契約について
 - ・当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役に職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結しております。
 - ・本総会において、深沢 政彦氏、花岡 久美氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 10. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険について
 - ・当社は取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各取締役候補者の選任が承認された場合、当該各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
 11. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社取締役として就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
 - ・社外取締役候補者である花岡 久美氏が2021年6月から取締役（非業務執行取締役、非常勤）に就任している三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、同社が属するMUFGグループの銀行等との間の不適切な顧客情報共有、法人関係情報の管理態勢不備及び銀行に認められていない有価証券関連業の実施に関して、金融庁から業務改善命令を受けました。
 - ・花岡 久美氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より当社にて法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての再発防止に向けた改善対応策の策定に関して意見を表明しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	高 着 敦 史 こう ちゃく あつ し 新任	—
2	石 橋 伸 子 いし ばし のぶ こ 再任 社外役員 独立役員	監査等委員である取締役 (社外)
3	森 田 敏 夫 もり た とし お 新任 社外役員 独立役員	—

候補者
番号

1

こう ちゃく あつ し
高 着 敦 史

新任

生年月日

1971年11月18日

所有する当社株式の数

1,689株

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1994年4月	(株)福岡銀行入行	2024年4月	当社監査部長
2009年1月	同 経営管理部主任調査役	2025年4月	同 執行役員
2013年4月	同 総合企画部部長代理		リスク統括部長（CRO）
2016年4月	同 総合企画部東京事務所長	2025年4月	(株)福岡銀行執行役員
2018年4月	同 秘書室長		融資統括部長
2020年4月	同 IT管理部副部長	2026年4月	同 人事部付（現任）
2023年4月	同 IT管理部長		

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画部門での投資家対応及び資本政策業務を経て、IT・リスク管理の部門長、リスク管理の担当役員を歴任しました。また、当社においても、グループの監査・リスク管理（CRO）の部門長を務めるなど、内部監査、与信・信用コスト・自己資本管理及び財務報告に係る内部統制等の経験を通じて、グループ経営及び銀行業務全般に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

金融実務における豊富な経験・見識を活かし、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献することを期待して、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

いし ばし のぶ こ
石 橋 伸 子

再任

社外役員

独立役員

生年月日

1961年6月12日

所有する当社株式の数

1,425株

取締役会出席状況

9回／9回（100%）

監査等委員会出席状況

10回／10回（100%）

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1989年4月	弁護士登録	2019年6月	(株)上組社外取締役
1995年10月	井口・石橋法律事務所開設	2019年6月	(株)高松コンストラクション グループ社外監査役
2004年10月	弁護士法人神戸シティ法律 事務所代表社員弁護士（現任）	2020年6月	当社社外取締役 （監査等委員）（現任）
2015年6月	(株)関西アーバン銀行（現(株) 関西みらい銀行）社外取締役	2022年6月	(株)高松コンストラクション グループ社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法務全般における豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注4）。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



生年月日
1961年4月17日
所有する当社株式の数
0株

候補者
番号 **3** もり た とし お
森 田 敏 夫

新任 社外役員
独立役員

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1985年4月	野村証券(株)入社	2016年4月	同 代表執行役副社長
2008年4月	同 執行役		インベストメント・バンキング担当
2008年10月	同 執行役員		
2010年4月	同 常務執行役員	2017年4月	野村ホールディングス(株)執行役
2011年4月	野村ホールディングス(株)常務執行役員 CEO/COOオフィス担当	2017年4月	野村証券(株)取締役兼代表執行役社長
2012年4月	野村証券(株) 常務執行役員 経営企画担当	2018年4月	野村ホールディングス(株)執行役 グループCo-COO
2012年8月	野村ホールディングス(株)執行役 営業部門CEO	2019年4月	野村証券(株)代表取締役社長
2012年8月	野村証券(株) 専務執行役員 営業部門担当	2020年6月	野村ホールディングス(株)取締役・代表執行役
2015年4月	同 代表執行役専務 営業部門担当	2021年7月	日本証券業協会 会長
		2025年7月	野村ホールディングス(株)顧問（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

野村ホールディングス(株)における営業部門CEO、グループCo-COO、取締役・代表執行役並びに野村証券(株)における営業部門及びインベストメント・バンキング担当役員、代表取締役社長を歴任し、野村証券(株)退任後は、日本証券業協会会長も務めるなど、企業経営・営業企画・投資銀行部門まで金融全般に関する豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しております。また、経営全般を統括する立場から、資本政策・資金調達及び決算・財務報告に関与してきた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありませぬ（注5）。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に資する良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- 注1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 石橋 伸子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また森田 敏夫氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。
- 注3. 石橋 伸子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 注4. 石橋 伸子氏個人及び石橋 伸子氏が所属する法人と当社グループとの取引について
・石橋 伸子氏個人及び石橋 伸子氏が所属する弁護士法人神戸シティ法律事務所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、石橋 伸子氏個人について、一般預金者としての定期的な取引を除きます。）はありません。
- 注5. 森田 敏夫氏個人及び森田 敏夫氏が所属する法人と当社グループとの取引について
・森田 敏夫氏個人と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、森田 敏夫氏個人について、一般預金者としての定期的な取引を除きます。）はありません。
・森田 敏夫氏が所属する野村ホールディングス株式会社と当社グループとの間に顧問契約及びコンサルティング契約はありません。
・同社グループと当社グループの間には当社グループの資産運用業務に関する取引関係がありますが、同社グループと当社グループとの取引額は、同社グループ売上高及び当社連結業務粗利益の各1%未満であり、双方から見て少額であります。

6. 社外取締役との責任限定契約について
 - ・当社は、石橋 伸子氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結しております。
 - ・本総会において、石橋 伸子氏の選任が承認された場合、石橋 伸子氏の間では当該契約を継続し、森田 敏夫氏の選任が承認された場合、森田 敏夫氏の間においては当該契約を締結する予定であります。
7. 監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険について
 - ・当社は監査等委員である取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、当該各監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には当該保険契約を同様の内容にて更新することを予定しております。

取締役会のスキルマトリクス

当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社の取締役会は知見・経験等を全体としてバランスよく備えた構成とすることを基本的な考え方としております。

当社グループが目指す「経済的・物質的・精神的にゆたかな地域社会」を実現するための中長期的な戦略に関し、適切な意思決定および監督を行ううえで、当社の取締役会が備えるべきと考えられる知見・経験等、及び本総会において取締役として選任をお願いする取締役候補者に対して特に期待する知見・経験等の状況は下表のとおりです。

氏名	特に期待する知見・経験等								
	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	リスク管理	コンサルティング・マーケティング	市場戦略・投資戦略	人財戦略・DE&I	DX戦略	サステナビリティ・ESG
柴戸隆成	○	○	○	○		○	○	○	○
五島久	○		○	○	○		○	○	○
三好啓司	○	○			○	○		○	○
橋爪政博	○				○		○	○	○
坂本俊宏	○				○		○		○
山川信彦	○			○	○				○
深沢政彦	○	○			○				
花岡久美			○			○	○		○
高着敦史		○		○		○		○	
石橋伸子			○				○		○
森田敏夫	○	○	○	○		○			

スキル項目	スキルの定義
企業経営	全社視点で経営戦略を策定・実行し、組織とガバナンスの実効性向上に関する知見・経験を備える
財務・会計	財務戦略・会計・資本政策に関する専門性を備える
法務・コンプライアンス	法務・コンプライアンスや規制対応等を適法適正に管理するための知見・経験を備える
リスク管理	信用・市場・流動性等のリスクを統合的に把握し、適切に管理・統制するための知見・経験を備える
コンサルティング・マーケティング	顧客理解に基づくソリューション提供やサービス企画を通じて、付加価値創出と顧客基盤の拡大を実現する知見・経験を備える
市場戦略・投資戦略	市場・投資に関する専門性を基に、戦略的な投資判断と資本効率の向上に関する専門的知見・経験を備える
人財戦略・DE&I	人財戦略や多様性の活用を通じて、組織の持続的成長と戦略実行力向上を実現するための戦略・制度設計に関する知見・経験を備える
DX戦略	デジタル・AI技術を活用した事業変革及び新たな収益機会の創出に関する知見・経験を備える
サステナビリティ・ESG	地域社会の持続的な発展とゆたかさの実現に向け、環境・社会課題の解決と企業価値向上の両立を図るサステナビリティ経営に関する知見・経験を備える

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開催の時までとなっておりますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されることを条件に、福永 隆一氏は監査等委員である取締役高着 敦史氏の補欠として、波止 佳子氏は監査等委員である社外取締役石橋伸子氏及び監査等委員である社外取締役森田 敏夫氏の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。また、本決議の効力は次期定期株主総会開催の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号					
1	ふく	なが	りゅう	いち	
	福	永	隆	一	
					生年月日
					1969年9月27日
					所有する当社株式の数
					1,909株

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1992年4月	(株)福岡銀行入行	2021年4月	同 事務管理部長
2011年10月	同 総合企画部部長代理	2023年4月	当社監査部長
2016年4月	同 大分支店長	2024年4月	(株)福岡銀行取締役（監査等委員）（現任）
2018年4月	同 総合企画部ALM室長		（重要な兼職の状況）
2019年4月	同 法人事業部長		(株)福岡銀行 取締役（監査等委員）
2020年4月	同 営業統括部部長		

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、企画部門での業務を経て営業店長、営業・事務の部門長を歴任し、2024年4月から監査等委員である取締役を務めております。また、当社においても、内部監査の部門長を務めるなど、グループ経営及び銀行業務全般に関して監査等委員である取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

金融実務における豊富な経験・見識を活かし、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献することを期待して、補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

社外役員

独立役員

なみ よし こ
波 止 佳 子

生年月日 1976年8月18日

所有する当社株式の数 0株

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

2014年12月 弁護士登録

2014年12月 三ツ角法律事務所入所（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法務全般における豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注4）。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 波止 佳子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 波止 佳子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。
4. 波止 佳子氏個人及び波止 佳子氏が所属する法律事務所と当社グループとの取引について
 - ・波止 佳子氏個人及び波止 佳子氏が所属する三ツ角法律事務所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、波止 佳子氏個人については、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
5. 補欠の監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
 - ・波止 佳子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、波止 佳子氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結する予定であります。
6. 補欠の監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険について
 - ・当社は監査等委員である取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各補欠の監査等委員である取締役候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、当該各補欠の監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には当該保険契約を同様の内容にて更新することを予定しております。

以上

ふくおかフィナンシャルグループ 独立性判断基準

当社が、当社における社外取締役が独立性を有すると判断するには、当該社外取締役が次に掲げる要件を充足しなければならない。

1. 当社又は子銀行（注1）（以下、当社等という。）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者でないこと。
2. 当社等の主要な取引先（注3）又はその業務執行者でないこと。
3. 当社等から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ている法律専門家、会計専門家又はコンサルタント（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
4. 当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。）又はその業務執行者でないこと。
5. 次に掲げる者（重要でない者（注5）を除く。）の三親等以内の親族でないこと。
 - （1）上記1.～4.の要件を充足しない者
 - （2）当社等の取締役、執行役員等の業務執行者
6. 上記1.～5.の要件を充足しない者であっても、当社が十分な独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、社外取締役とすることができる。

（注1）「子銀行」

株式会社ふくおかフィナンシャルグループの子会社である銀行

（注2）「当社等を主要な取引先とする者」

以下のいずれかに該当する場合を基準に判定

- ・ 当該取引先の年間連結売上高において、当社等との取引による売上高が2%を超える場合
- ・ 当該取引先の資金調達において、当社等以外の金融機関からの調達が困難であるなど、代替性がない程度に依存している場合

（注3）「当社等の主要な取引先」

当社の年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が2%を超える場合を基準に判定

（注4）「多額の金銭その他の財産」

過去3事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の年間売上高の2%を超える場合を基準に判定

（注5）「重要でない者」

各会社の役員・部長クラスの者（法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者）に該当しない者

第19期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、金融持株会社である当社、株式会社福岡銀行（以下、「福岡銀行」といいます。）、株式会社熊本銀行（以下、「熊本銀行」といいます。）、株式会社十八親和銀行（以下、「十八親和銀行」といいます。）、株式会社福岡中央銀行（以下、「福岡中央銀行」といいます。）及び株式会社みんなの銀行（以下、「みんなの銀行」といいます。）並びに連結子会社22社及び持分法適用関連会社1社から構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、保証業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務等を提供しています。

ロ. 金融経済環境

2025年度の我が国経済は、企業業績が堅調に推移する中、雇用・所得環境の改善による個人消費の下支えもあり、緩やかな景気回復が続きました。

当社グループの営業基盤である九州経済も、米国の関税政策や円安及び物価高の影響がみられたものの、企業の設備投資は高水準で推移し、個人消費も底堅く推移しました。

金融面では、日本銀行による金融政策正常化の進展等を背景に、国内長期金利の指標となる10年国債利回りは上昇基調で推移し、2026年3月には2.3%台となりました。ドル・円相場は、日米の金利動向や中東情勢の緊迫化等の影響により円安ドル高基調で推移し、2026年3月末には1ドル159円台となりました。日経平均株価は、堅調な企業業績や株主還元強化を背景に上昇し、2026年2月に当時の史上最高値を記録したものの、その後は中東情勢の緊迫化を受けて下落し、2026年3月末には5万1千円台となりました。

八. 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは、2025年度に新たな「理念体系」と「長期戦略」を策定しました。

これまで大切にしてきたブランドスローガン「あなたのいちばんに。」を「価値観」として再定義するとともに、「存在意義」を「一歩先を行く発想で、地域に真のゆたかさを。」と新たに定め、両者を理念体系の最上位に位置付けました。

「長期戦略」は「真のゆたかさ」の実現に向けた10年間のロードマップ（成長戦略）であり、その第1ステージが2025年度にスタートした「第8次中期経営計画（2025年4月～2028年3月）」（以下「第8次中計」といいます。）です。

当社グループは「長期戦略」の策定にあたり、「地域の産業振興」「人生100年時代への対応」「デジタル社会への対応」「気候変動への対応」を、能動的に解決に取り組む重要課題（マテリアリティ）と定義しています。

事業活動を通じてこれらの課題解決に取り組み、「真にゆたかな地域社会※」の実現と当社グループの持続的な成長との好循環の創出を目指します。

（※理念体系において、創りたい社会を「経済的・物質的・精神的にゆたかな地域社会」と定義しています。）

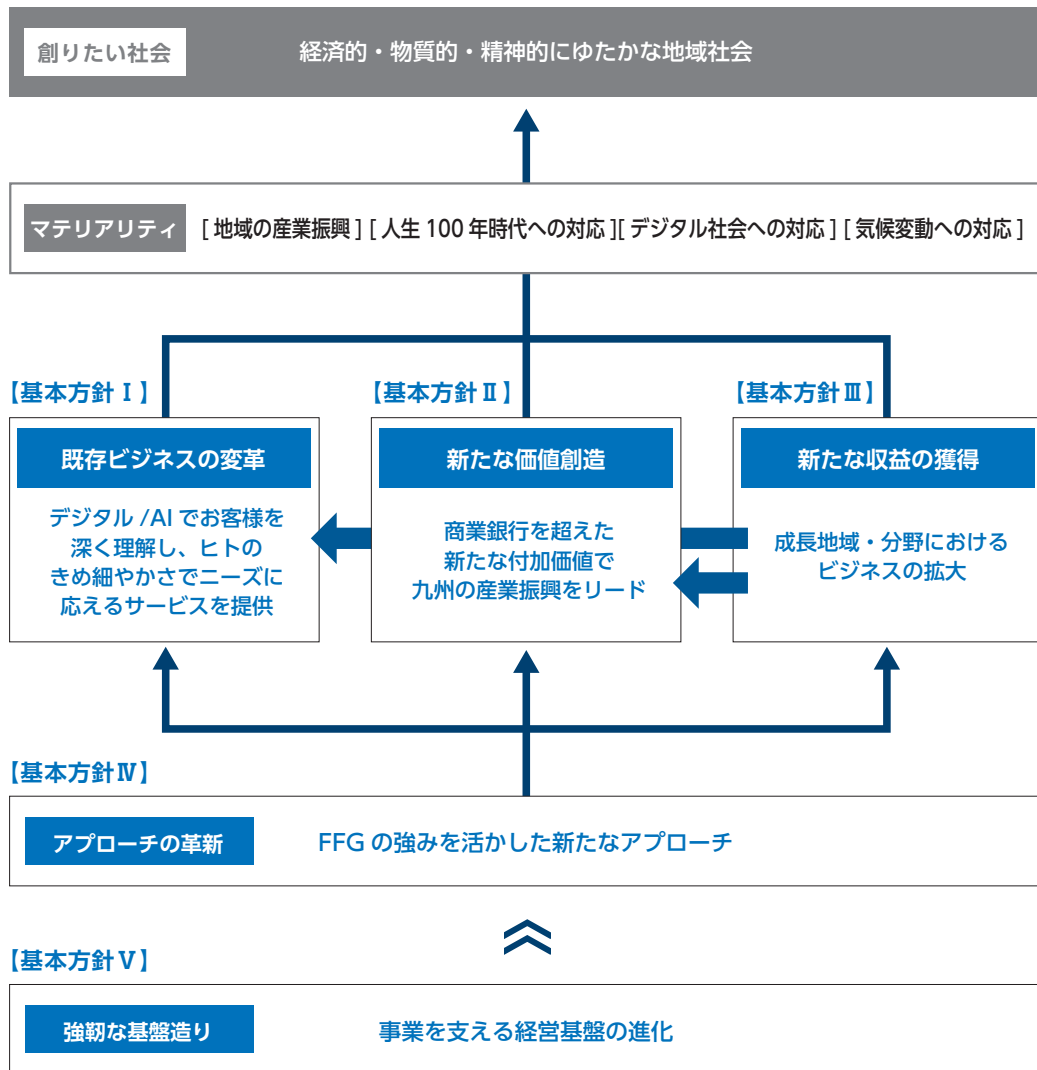
【FFGの理念体系】



創りたい社会

経済的・物質的・精神的にゆたかな地域社会

【長期戦略の全体像】



長期戦略の基本方針は以下のとおりです。

【 】内は第8次中計のテーマを記載しています。

I. 既存ビジネスの変革

【お客さまとの接点高度化（質・量）の徹底追求】

デジタル・AIを積極的に活用しながら、アプリ等のデジタルチャネルや店舗等におけるコミュニケーションを通じてお客さまを深く理解し、個人のお客さまのライフプランや事業者さまの事業活動に役立つソリューション（商品・サービス）を提供します。

II. 新たな価値創造

【地域産業の強化や創出に向けた基盤拡大と土台づくり】

GXやスタートアップなど、今後の九州の成長分野における融資や投資等を強化し、商業銀行の枠を超えた新たな付加価値を提供することで、地域の産業振興に能動的に取り組みます。

III. 新たな収益の獲得

【成長分野でのビジネス拡大、成長投資の推進】

九州域外における投融資、みんなの銀行等のデジタルビジネス、市場運用部門の強化等を通じて、当社グループのビジネス領域を拡大するとともに、お取引先企業の成長及び地域の産業振興に貢献するための収益・ノウハウの獲得を目指します。

IV. アプローチの革新

【積極的に外部と連携のうえ各ビジネスを推進】

これまで培ってきた地域企業や自治体・大学、先進的なノウハウを有する事業者やファンド等とのつながりを活かし、新たなアプローチにより、基本方針I－IIIの成長を加速させます。

V. 強靱な基盤造り

【成長戦略を支える経営基盤の構築】

「グループマネジメントの進化」「人財の獲得・育成」「リスク管理の高度化」など、長期戦略遂行の基盤となる組織力の強化に取り組みます。

【第8次中期経営計画の目標経営指標と2025年度の実績】

目標経営指標		2025年度実績	2027年度計画※1
収益性	連結当期純利益	854億円	1,100億円超
	ROE	8.5%	10%程度
健全性	自己資本比率※2	10.0%	10%台

※1：2026年5月21日付会社説明会にて公表の修正後の計画

※2：バーゼルⅢ最終化（完全適用）ベース

(イ) 主要施策の進捗及び成果

I. 既存ビジネスの変革

【お客さまとの接点高度化（質・量）の徹底追求】

①法人ビジネス

事業者さま向けポータルサイト「BIZSHIP」や営業支援システム「SFA」等のデジタルツールを積極的に活用するとともに、関連子会社が持つ専門性の高いソリューションを幅広く提供しました。また、お取引先の多様なニーズに対応するため、財務や税務、経営戦略等に関する高い専門性を有する法人営業人材の育成を進めました。

②個人ビジネス

「バンキングアプリ」のユーザー拡大（2026年3月末時点で167万先）により、デジタルを介したお客さまとの接点を増加させ、アプリ開発の内製化により継続的なUI/UX（使い勝手や便利さ）の向上に努めました。また、お客さまの長期的な資産形成をサポートする「投信のパレット」や「積立投信」は高い評価を得ており、当社グループの投資信託残高は、2026年3月末時点で1.5兆円を超え、全国の地銀グループの中で最大となっています。

③預金・お客さま基盤

福岡銀行、熊本銀行及び十八親和銀行は、取引状況等に応じて優遇特典が受けられる会員制プログラムと、最大20%のポイント還元が受けられるクレジットカードを組み合わせた金融サービス「vary」を開始しました。一方、デジタル専業のみんなの銀行は、全国に大規模な顧客基盤を持つパートナー企業との連携により、当社グループの取引基盤を全国へと拡げました。

④営業事務改革

「BIZSHIP」や「バンキングアプリ」などのデジタルチャネルやATM等で手続き可能な銀行サービスを拡充し、お

お客様の利便性向上と当社グループの生産性向上を図りました。また、営業支援システム「S F A」の活用とともに、「音声認識 A I」「審査サポート A I」「契約書管理 A I」など、A Iを活用した社内の業務効率化を進めました。

II. 新たな価値創造

【地域産業の強化や創出に向けた基盤拡大と土台づくり】

①M&Aビジネス

当社グループのM&A専門子会社である「F F G S u c c e s s i o n」に人財・機能・情報を集約し、お取引先の事業承継ニーズに対する能動的な提案を強化した結果、大型案件の成約が増加し、12億円の関連収益を計上しました。

②エクイティビジネス

ファンド出資による企業の成長・事業再生支援を加速させ、関連収益を74億円計上したことに加え、外部ファンドとの人財交流等を通じて投資ノウハウの蓄積を進め、地域企業支援に積極的に取り組みました。

③G X / ストラクチャード・ファイナンス

不動産・船舶・L B O ローン（企業買収資金向け融資）等を推進（2026年3月末残高1.3兆円）するとともに、蓄電池などG X に関連した新分野の取り組み検討を進めました。また、お取引先の事業活動が環境・社会・経済に与える影響を分析・評価し、その改善を目指すポジティブ・インパクト・ファイナンスなど、地域企業の脱炭素化をはじめとするサステナビリティ支援に取り組みました。

④スタートアップ支援

スタートアップと地域企業をつなぐ「F F G 미래の会議」等のイベントを主催し、マッチング機会創出に取り組みました。また、「F F G ベンチャービジネスパートナーズ」による投資や、ベンチャーデットファイナンスを通じて、スタートアップ

への資金供給を積極的に行いました。

Ⅲ. 新たな収益の獲得

【成長分野でのビジネス拡大、成長投資の推進】

①市場運用

金利上昇環境を踏まえ、株式・投資信託や政策保有株式の売却益を活用し、将来の収益拡大を見据えた有価証券ポートフォリオの見直し（リバランス）を実施しました。

②みんなの銀行

2026年3月末時点で、口座数161万件、預金残高466億円、ローン残高333億円まで増加しました。また、日本全国に数千万人規模の顧客基盤を持つ企業との連携を複数開始したほか、他の金融機関にみんなの銀行のシステムを提供するなど、今後のビジネス成長に向けた基盤拡大に取り組みました。

③インオーガニック戦略

顧客基盤と提供機能の拡張を目指す非連続な成長戦略（他社との提携等）を1つの戦略オプションと位置づけ、幅広い観点から検討を進めました。

Ⅳ. アプローチの革新

【積極的に外部と連携のうえ各ビジネスを推進】

①地域企業との共存共栄

交通、通信、デベロッパー、メディアなど、異なるノウハウを有する企業とともに「Good Local 九州」を設立し、持続可能なまちづくりに取り組みました。

②地域振興の主要プレイヤーとの座組

福岡市や福岡証券取引所等とともに「IPO経営人材育成プログラムFUKUOKA」を開催するなど、地域における新た

な上場企業の創出に向けた取り組みを進めました。

③地域外のネットワーク活用

A I や製造業等の分野において、先駆的な技術・知見を持つ外部企業との提携を通じて、社内の業務高度化及び地域企業の成長支援に取り組みました。

V. 強靱な基盤造り

【成長戦略を支える経営基盤の構築】

①最適なガバナンス体制の構築

グループ各行の企画・総務・審査等の本部機能の集約や、生成A I の活用等により、内部統制の強化と業務運営の効率化を進めました。

②人財戦略

専門人財の採用や成長分野への配置転換等を実施し、長期戦略の実現に向けた戦略的人財ポートフォリオの構築を進めました。また、ベア等の処遇改善やグループ理念体系の浸透施策を通じて従業員エンゲージメントの向上（2025年11月実施のエンゲージメントサーベイ結果：スコア61.0・レーティングA A）に取り組みました。

③リスク管理高度化

「金利のある世界」における金利リスクコントロールの強化や、預金の粘着性の精緻化・各種ストレステストの実施により、ポートフォリオの健全性の維持・向上に努めました。また、地政学リスクに起因する先行きの不確実性の高まりを踏まえ、フォワードルッキング引当の繰入（97億円）を実施するなど、地域企業への資金繰り支援の備えを強化しました。

- (□) 2025年度の決算について
当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

(損益状況)

経常収益は、資金運用収益の増加等により前年比1,654億5千7百万円増加し、6,211億6千8百万円となりました。

経常費用は、国債等債券売却損等のその他業務費用の増加等により前年比1,484億4千万円増加し、5,005億5千7百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年比170億1千6百万円増加し、1,206億1千万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年比132億9千2百万円増加し、854億2千8百万円となりました。

(預金等 (譲渡性預金を含む。))

預金等 (譲渡性預金を含む。) は、前年比648億円増加し、21兆8,856億円となりました。

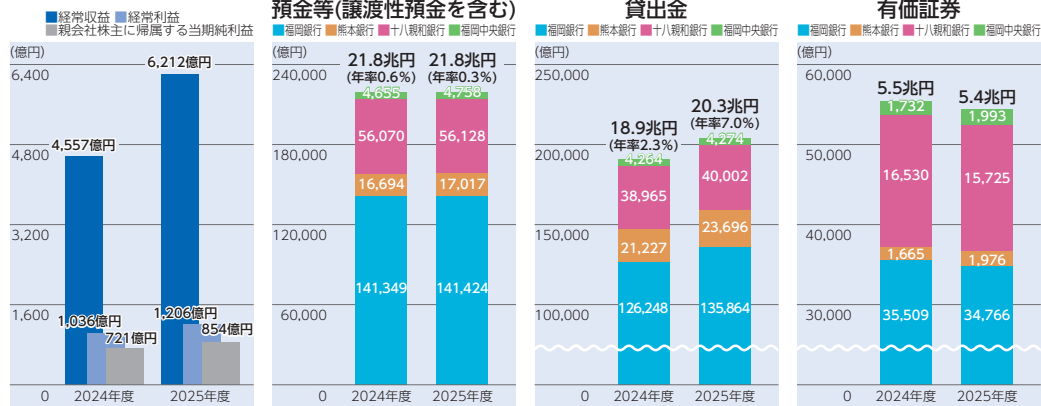
(貸出金)

貸出金は、法人部門を中心に前年比1兆3,365億円増加し、20兆3,068億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、前年比997億円減少し、5兆4,515億円となりました。

■ 連結決算概要



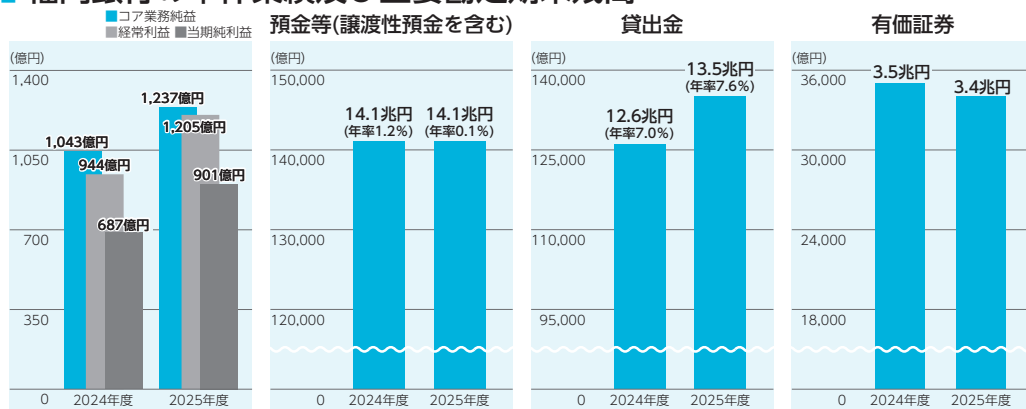
※グラフは各行単体期末残高の横上げ、合計額は当社連結期末残高

① 福岡銀行

コア業務純益は、資金利益の増加等により前年比194億円増加の1,237億円となりました。また、経常利益は、前年比261億円増加の1,205億円、当期純利益は、前年比214億円増加の901億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比75億円増加の14兆1,424億円となりました。貸出金は前年比9,615億円増加の13兆5,864億円となりました。有価証券は前年比742億円減少の3兆4,766億円となりました。

■ 福岡銀行の単体業績及び主要勘定期末残高

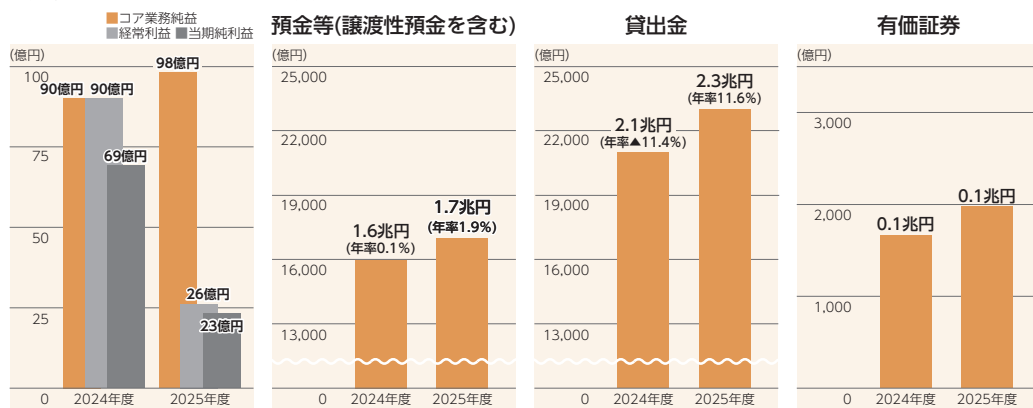


② 熊本銀行

コア業務純益は、資金利益の増加等により前年比9億円増加の98億円となりました。また、経常利益は、国債等債券売却損等のその他業務費用の増加等により前年比65億円減少の26億円、当期純利益は、前年比46億円減少の23億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比323億円増加の1兆7,017億円となりました。貸出金は前年比2,468億円増加の2兆3,696億円となりました。有価証券は前年比311億円増加の1,976億円となりました。

■ 熊本銀行の単体業績及び主要勘定期末残高

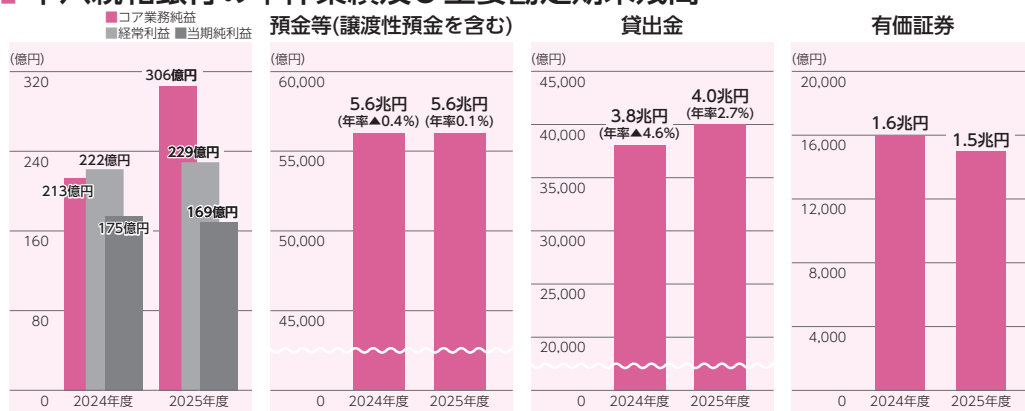


③ 十八親和銀行

コア業務純益は、資金利益の増加等により前年比94億円増加の306億円となりました。また、経常利益は、前年比7億円増加の229億円、当期純利益は、固定資産処分益の剥落等により前年比6億円減少の169億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比58億円増加の5兆6,128億円となりました。貸出金は前年比1,037億円増加の4兆2億円となりました。有価証券は前年比804億円減少の1兆5,725億円となりました。

■ 十八親和銀行の単体業績及び主要勘定期末残高

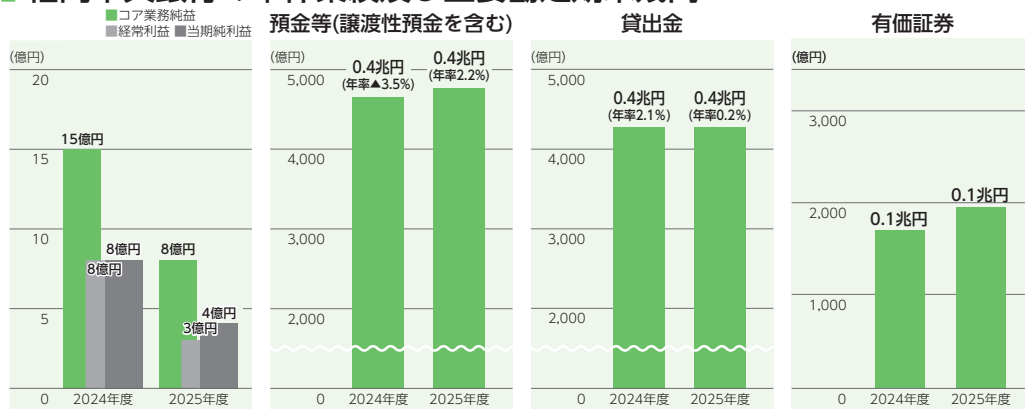


④ 福岡中央銀行

コア業務純益は、資金利益の減少等により前年比7億円減少の8億円となりました。また、経常利益は、前年比5億円減少の3億円、当期純利益は、前年比4億円減少の4億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比102億円増加の4,758億円となりました。貸出金は前年比9億円増加の4,274億円となりました。有価証券は前年比260億円増加の1,993億円となりました。

福岡中央銀行の単体業績及び主要勘定期末残高



二. 対処すべき課題

2026年度の我が国経済は、新政権による成長戦略への期待と地政学リスクに起因する世界経済の減速懸念が併存する中、先行きの不透明感が高まっています。また、金融業界においては、A I等の技術革新の進展や金利環境の変化を背景に、業種や地域の垣根を越えて競争が激化しています。

このような状況のもと、当社グループは長期戦略及び第8次中計の基本方針に基づき、以下の課題に取り組み、持続的な成長を目指します。

長期戦略【第8次中計】の実現に向けた課題と取り組み

I. 既存ビジネスの変革

【お客さまとの接点高度化（質・量）の徹底追求】

「貯蓄から投資へ」の潮流や「金利のある世界」において、社外に流出しづらい、いわゆる「粘着性の高い預金」獲得の重要性が増しています。

2026年1月に開始した金融サービス「vary※」は、個人のお客さまには生活の利便性とお得感を、地域事業者の皆さまには売上増加をもたらします。

また、A I等の技術革新を取り込み、「バンキングアプリ」や「B I Z S H I P」等のデジタルチャネルの機能強化を進めます。実店舗とデジタルチャネル双方の機能、人とデジタルの強みを組み合わせながら、お客さまに最適なソリューションを提供します。

こうした取り組みが、「地域の産業振興」と「人々のゆたかな生活」の好循環をもたらし、当社グループの各種決済に紐づく「粘着性の高い」預金獲得、さらには新規取引やクロスセル等、取引基盤の拡大につながります。

（※地域の飲食店やスーパー、公共交通機関など、お客さまの生活導線上にクレジットカードの還元率が高くなる「ポイントアップ対象店」を設定しています。）

II. 新たな価値創造

【地域産業の強化や創出に向けた基盤拡大と土台づくり】

人口減少等の構造的な課題に加え、地政学リスク等により不確実性が増す中で、地域産業の強化と創出は喫緊の課題です。投資銀行ビジネス（M&A・エクイティビジネス・ストラクチャードファイナンス・スタートアップ支援）のノウハウやネットワークを活用し、多様なソリューションを提供することで、企業の生産性向上と成長戦略を後押しします。

あわせて、専門人財の確保・育成を進めるとともに、国内外のパートナーとの連携強化により、案件創出力及び投資領域の拡大を図ります。

III. 新たな収益の獲得

【成長分野でのビジネス拡大、成長投資の推進】

「金利のある世界」では、預貸金を含めた金利リスクコントロールが従来に増して重要です。市場運用においては、金利変動を慎重に見極めながら長短金利差による収益獲得を図るとともに、株式・投資信託等への投資の多様化、ならびに投資の時間分散により、長期安定的な収益獲得に向けたポートフォリオの構築を進めます。

みんなの銀行は、大規模な顧客基盤を持つプラットフォームとの連携や新たにサービス提供する事業性（法人）取引を通じて収益モデルを確立するとともに、グループ各行と連携したデジタルビジネスの創出に取り組みます。

IV. アプローチの革新

【積極的に外部と連携のうえ各ビジネスを推進】

地域の産業振興に貢献するためには、多様なプレイヤーとの協業が不可欠です。例えば、「新生シリコンアイランド九州」の実現には、サプライヤー企業に加えて、半導体設計及びユーザ

一企業、研究機関等の集積による「エコシステム形成」が課題となっています。当社グループは、九州・沖縄地銀連携協定「Q-BASS」をはじめ産官学金のネットワークと能動的かつ積極的に連携・協働します。

また、BaaS（Banking as a service※）等のデジタル技術を活用して地域企業等と連携し、金融・非金融機能を提供する「地域プラットフォーム」の構築を目指します。

（※銀行が持つ金融機能を、銀行以外の企業や組織が自社サービスに組み込むことができる仕組み。）

V. 強靱な基盤造り

【成長戦略を支える経営基盤の構築】

成長戦略を進めるうえで、地政学リスクや巧妙化するサイバー攻撃、加速度を増す技術革新など、想定外の環境変化や不確実性の高まりに留意する必要があります。

当社グループは、最適なガバナンス体制の構築を継続し、リスクイベントの早期把握と事前の低減策によりレジリエンスの向上に取り組みます。

また、ビジネスの差別化や抜本的な業務効率化には、AIやAIエージェントの活用が欠かせません。AIガバナンスを強化しつつ、積極的に先進技術を取り込みます。

ただし、技術がどれだけ進化しても、最後の決め手は「人間味」です。当社グループの強みは人財であり、戦略を動かすのはそうした社員一人ひとりです。新たな人事制度のもと、役割・成果を重視した人財マネジメントを推進し、従業員一人ひとりが高い専門性を発揮する、自律的で活力ある組織づくりを進めます。

以上のとおり、当社グループは事業活動を通じて、地域のさまざまな課題解決に貢献し、その成果として得られた収益を、株主の皆さまへの還元、成長投資、従業員の処遇改善等に振り向けることで、「真にゆたかな」地域社会の実現と当社グループの持続的な成長の好循環を創出します。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	331,323	404,743	455,711	621,168
経常利益	50,050	56,937	103,594	120,610
親会社株主に帰属する当期純利益	31,152	61,178	72,136	85,428
包括利益	△15,678	135,900	△67,926	177,020
純資産額	901,750	1,021,746	929,593	1,076,716
総資産	29,924,282	32,649,727	32,262,623	33,559,486

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	31,709	36,269	65,309	78,930
受取配当額	31,709	35,198	63,353	76,205
銀行業を営む子会社	31,709	35,175	63,323	76,205
その他の子会社	—	22	—	—
当期純利益	2,252	16,013	34,966	56,777
1株当たり当期純利益	11円96銭	85円00銭	184円94銭	300円40銭
総資産	739,419	749,306	748,206	763,997
銀行業を営む子会社株式等	712,188	714,710	718,062	734,062
その他の子会社株式等	13,409	20,009	15,108	14,268

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団における従業員の状況

事業内容の名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	6,895	1,155	8,050

注1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、嘱託及び臨時従業員、並びに執行役員（子銀行の執行役員を含む）を含んでおりません。

注2. 当社グループが営む銀行業務以外の事業については重要性が乏しいことから、事業内容別の従業員数を記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社福岡銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
福岡県	152	本店営業部、天神町支店
県外支店（九州地区）	12	鹿児島営業部、熊本営業部
県外支店（その他）	6	東京支店、大阪支店
合計	170	

株式会社福岡銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社福岡銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社熊本銀行
株式会社十八親和銀行
株式会社福岡中央銀行
株式会社みんなの銀行

株式会社熊本銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
熊 本 県	63	本店営業部、花畑支店
県外支店 (九州地区)	7	福岡営業部、鹿児島支店
合 計	70	

株式会社熊本銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社熊本銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社福岡銀行
株式会社みんなの銀行

株式会社十八親和銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
長 崎 県	164	本店営業部、佐世保本店営業部
県外支店 (九州地区)	21	福岡営業部、小倉支店
県外支店 (その他)	3	東京支店
合 計	188	

株式会社十八親和銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社十八親和銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社福岡銀行
株式会社熊本銀行
株式会社みんなの銀行

株式会社福岡中央銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
福岡県	41	本店営業部
合計	41	

株式会社福岡中央銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主要業務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業

株式会社福岡中央銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

株式会社みんなの銀行

(店)

	当年度末
福岡県	1
東京都	1
合計	2

株式会社みんなの銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主要業務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業

株式会社みんなの銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

□ その他の事業

- F F G証券株式会社 本店営業部（福岡市）、長崎支店、熊本支店
- ふくぎん保証株式会社 本社（福岡市）
- ふくおか債権回収株式会社 本社（福岡市）、長崎支社、熊本支社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合 計
設備投資の総額	16,106	4,063	20,170

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金 額
D X 投 資	2,372

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業	82,329	100	—
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業	10,000	100	—
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業	36,878	100	—
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目12番1号	銀行業	9,000	100	—
株式会社みんなの銀行	福岡市中央区西中洲6番27号	銀行業	5,962	100	—
株式会社FFGベンチャー ビジネスパートナーズ	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	投融資業務	10	100	—
iBank マーケティング 株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業務	55	(79)	—
ゼロバンク・デザイン ファクトリー株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	システム研究・開発業務	50	100	—
株式会社FFG成長投資	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	投資業務	25	100	—
株式会社サステナブルスケール	福岡市中央区天神二丁目13番1号	SDGsの普及推進業務	100	100	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
株式会社FFG Succession	福岡市中央区大名二丁目6番50号	M&Aアドバイザリーサービス業務	100	100	—
FFG証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	証券業務	3,000	100	—
株式会社FFGビジネスコンサルティング	福岡市中央区天神二丁目13番1号	コンサルティング業務	50	100	—
株式会社長崎経済研究所	長崎市銅座町1番11号	各種調査研究業務	30	(100)	—
FFG投信株式会社	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	投資信託委託業務	250	100	—
FFGインダストリーズ株式会社	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	総合商社業務	350	100	—
福銀事務サービス株式会社	福岡市早良区百道浜一丁目7番7号	事務代行業務	100	(100)	—
ふくぎん保証株式会社	福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号	債務保証業務	30	(100)	—
FFGコンピューターサービス株式会社	福岡市博多区博多駅前二丁目6番6号	システム開発・運用業務	50	(100)	—
株式会社FFGカード	福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号	クレジットカード業務	50	(100)	—
福銀不動産調査株式会社	福岡市東区箱崎一丁目4番13号	担保評価業務	30	(100)	—
ふくおか債権回収株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	債権管理回収業務	500	(100)	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
株式会社FFGほけんサービス	福岡市中央区大名二丁目2番26号	保険募集業務	200	(100)	—
株式会社R&Dビジネスファクトリー	福岡市中央区天神二丁目13番1号	研究開発業務	100	(100)	—
(持分法適用関連会社) FFGリース株式会社	福岡市博多区上川端町12番20号	リース業務	3,395	50	—

- 注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
注2. 議決権比率欄の()は、間接議決権比率であります。
注3. 議決権比率は、小数点以下を切り捨てて表示しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社福岡銀行	98,600百万円	—千株	—%

注. 株式会社福岡銀行は、当社の完全子会社であります。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(2025年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴 戸 隆 成	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	株式会社福岡銀行 取締役会長 (代表取締役)	—
五 島 久	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	株式会社福岡銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
三 好 啓 司	取 締 役 副 社 長 (代 表 取 締 役) 経営企画部、ソリューション事業本部、DX推進本部	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役) 株式会社みんなの銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
成 瀬 岳 人	取 締 役 総務部、ソリューション事業本部長	株式会社福岡銀行 取締役専務執行役員 株式会社熊本銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
橋 爪 政 博	取 締 役 経営企画部 (CSO) (東京地区を除く)、人財戦略部 (CHRO)	株式会社福岡銀行 取締役専務執行役員 株式会社十八親和銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
坂 本 俊 宏	取 締 役	株式会社熊本銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
山 川 信 彦	取 締 役	株式会社十八親和銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
深 沢 政 彦	取 締 役 (社外役員・非常勤)	株式会社福岡銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
花 岡 久 美	取 締 役 (社外役員・非常勤)	株式会社福岡銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
丸 田 哲 也	取締役 (監査等委員) (常勤)		—
山 田 英 夫	取締役 (監査等委員) (社外役員・非常勤)		—
石 橋 伸 子	取締役 (監査等委員) (社外役員・非常勤)		—

(退任した役員)			
高田 洋	取締役		2025年4月1日退任（辞任）
小杉 俊哉	取締役 (社外役員・非常勤)		2025年6月27日退任（任期満了）

- 注1. 退任した役員の地位は退任時のものであります。
- 注2. 上記取締役のうち成瀬岳人は、2026年4月1日付で当社の取締役を辞任しておりますが、執行役員には引き続き就任しております。
- 注3. 取締役のうち、深沢政彦氏、花岡久美氏、山田英夫氏及び石橋伸子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 注4. 取締役（監査等委員）のうち、山田英夫氏は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科にて経営学修士号（MBA）を取得し、経営戦略の専門家として早稲田大学大学院経営管理研究科の教授（現 早稲田大学名誉教授）を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 注5. 取締役のうち、柴戸隆成、五島久、三好啓司、成瀬岳人及び橋爪政博は、当社及び株式会社福岡銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。
- 注6. 取締役のうち、坂本俊宏は、当社及び株式会社熊本銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。
- 注7. 取締役のうち、山川信彦は、当社及び株式会社十八親和銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。
- 注8. 当社は常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、金融実務に精通している者が、重要な会議等への出席及び会計監査人や内部監査部門との十分な連携等により得られた情報を監査等委員会と共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

【基本方針】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で決議された取締役全員の報酬総額の範囲内で、コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条に定める「取締役等の報酬の決定方針」に基づき決定する。

～取締役等の報酬の決定方針（コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条）～

- (i) 取締役等の報酬の体系は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するように適切に設定する。
- (ii) 取締役等の報酬は、当社の中長期的な業績、経済及び社会の情勢等を踏まえたうえで、各取締役及び各執行役員が果たすべき役割・責務を総合的に勘案して決定する。
- (iii) 取締役等の報酬は、当社の取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が本条の方針に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定する。

【基本方針に基づく具体的な方針】

- (i) 個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く。）の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
 - ・個人別の基本報酬は、毎月固定額を支給する固定報酬とする。
 - ・当該基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定した役員報酬体系に基づき支給する。
- (ii) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
 - ・基本報酬に加え、経営責任の明確化及び企業価値向上へのインセンティブの観点から、取締役（社外取締役を除く。）に対して、業績連動報酬である株式報酬を支給することとし、毎年一定の時期に、①当社の親会社株主に帰属する当期純利益水準、②当社の連結ROE、③子銀行合算のサステナブルファイナンス累積実行額及び④当社及び子銀行合算の多様な背景を持つ役職者比率に連動するポイントを付与し、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員のいずれの役職からも退任後、在任期間に付与したポイントの累積値に応じた当社株式等を交付する。
 - ・当該業績連動報酬である非金銭報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重

- して決定した役員報酬体系に基づき支給する。
- (iii) 固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 - ・個人別の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬である株式報酬の合計額とし、個人別の報酬等における基本報酬及び業績連動報酬である株式報酬の割合を含む報酬体系は、「取締役等の報酬の決定方針」に基づき、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するように適切に設定する。
 - (iv) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法（個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容を含む。）
 - ・取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定した役員報酬体系に基づき決定する。
 - ・但し、取締役の個人別の報酬等のうち、社外取締役の基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会が、その審議結果を尊重してその具体的内容を決定することを取締役会長に委任し、当該委任を受けた取締役会長が決定する。

② 役員報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員除く）	10名	181	－	68	250
取締役（監査等委員）	3名	40	－	－	40
計	13名	222	－	68	291

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 上記には2025年6月27日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬の額を含んでおります。

注3. 非金銭報酬等は株式報酬制度役員報酬BIP信託に係る株式給付引当金繰入額であります。

注4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額は、2022年6月29日開催の第15期定時株主総会において年額総額220百万円以内（うち社外取締役分は年額総額

24百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち社外取締役は2名)であります。取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の株式報酬は、2022年6月29日開催の第15期定時株主総会において1事業年度あたり当社が拠出する金銭の上限を合計80百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち社外取締役は2名)であります。監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において月額総額6百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

- 注5. 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等のうち、社外取締役の基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会が、その審議結果を尊重してその具体的内容を決定することを取締役会長 柴戸 隆成 に委任し、当該委任を受けた取締役会長 柴戸 隆成 が決定しております。当該権限を委任した理由は、社外取締役がグループ報酬諮問委員会の過半数を占めており、社外取締役以外の取締役の報酬を独立・客観的な観点から審議するには相応しいと考える一方、社外取締役自身の報酬については、各々が取締役会等において果たしている役割・責務を総合的・客観的に評価する観点から、取締役会の議長である取締役会長に委任することが最適と考えるためであります。
- 注6. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」との整合性を含めて審議し、取締役会は当該審議の結果を尊重して決定していることから、決定した役員報酬については基本的に当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとする。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社並びに当社の子会社である株式会社福岡銀行、株式会社熊本銀行、株式会社十八親和銀行、株式会社福岡中央銀行及び株式会社みんなの銀行（以下、「対象会社」といいます。）における全ての取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、その保険料は対象会社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職等は、当社の完全子会社である株式会社福岡銀行を除き、該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
深 沢 政 彦 (取 締 役)	2016年6月 29日から現在 まで	当事業年度開催の取締役 会9回のうち9回に出席 しております。	取締役会において、企業の 経営戦略や事業再生等のコ ンサルティングに関する豊 富な実務経験と専門的知見 に基づく発言を行うなど、 当社が期待する役割を適切 に果たしております。
花 岡 久 美 (取 締 役)	2025年6月 27日から現在 まで	社外取締役就任後開催の 取締役会7回のうち7回 に出席しております。	取締役会において、金融・ 市場運用部門全般、企業広 報を通じたコンプライアンス やCSR（企業の社会的 責任）、及び女性活躍を含 めた人材マネジメントに関 する豊富な実務経験と専門 的知見に基づく発言を行う など、当社が期待する役割 を適切に果たしております。
山 田 英 夫 (取締役（監査等委員）)	2020年6月 26日から現在 まで	当事業年度開催の取締役 会9回のうち9回に、監 査等委員会10回のうち 10回に出席しております。	客観的・中立的な監査を行 うとともに、取締役会や監 査等委員会において、企業 の経営戦略及び財務・会計 についての高度な能力・見 識等に基づく意見表明を行 うなど、当社が期待する役 割を適切に果たしております。
石 橋 伸 子 (取締役（監査等委員）)	2020年6月 26日から現在 まで	当事業年度開催の取締役 会9回のうち9回に、監 査等委員会10回のうち 10回に出席しております。	客観的・中立的な監査を行 うとともに、取締役会や監 査等委員会において、弁護 士としての幅広い経験と法 務全般への高度な能力・見 識等に基づく意見表明を行 うなど、当社が期待する役 割を適切に果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等の総額等

(単位：百万円)

支給人数	当社からの報酬等の種類別の額			計	子会社からの報酬等
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
5名	30	－	－	30	10

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 上記には2025年6月27日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬の額を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	360,000,000株
	発行済株式の総数	191,138,265株
	うち自己株式の総数	1,832,544株

注.自己株式には役員報酬BIP信託が保有する当社株式343,071株は含んでおりません。

(2) 当年度末株主数 52,703名

(3) 大株主

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	28,631千株	15.12%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	14,804	7.82
日本生命保険相互会社	4,277	2.25
明治安田生命保険相互会社	3,816	2.01
住友生命保険相互会社	3,803	2.00
JPモルガン証券株式会社	2,846	1.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,802	1.48
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,637	1.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,616	1.38
第一生命保険株式会社	2,350	1.24

注1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

注2. 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1	普通株式 2,900株
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

5 当社の新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 監査法人の名称、業務を執行した公認会計士

監査法人の名称	業務を執行した公認会計士	
EY新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員・ 業務執行社員	田 中 宏 和 吉 村 祐 二 宮 川 宏

(2) 監査報酬の内容等

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	75	23
連結子会社	204	1
計	279	24

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 非監査業務の内容は、会計基準改正の影響度調査業務及び分別管理検証業務であります。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人及び関係部署等から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の監査計画の内容の適切性、監査時間の妥当性を確認するとともに、会計監査の職務遂行状況や監査担当者を評価し、加えて、非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性等を確認したうえで、会計監査に係る報酬見積り算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしております。

(4) 責任限定契約

該当事項はありません。

(5) 補償契約

該当事項はありません。

(6) 会計監査人に関するその他の事項

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、当社の監査業務に重大な支障を来たすことが予想される場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社では、会計監査人の適格性に問題があると判断する場合、その他会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査等委員会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出する方針です。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法の規定に基づき、取締役会において「内部統制システムに係る基本方針」を以下のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実・強化を図ることとしております。

(株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 内部統制システムに係る基本方針)

(本基本方針の目的)

本基本方針は、取締役会が、当社及び当社グループを取り巻くリスクに適時適切に対応し、企業価値の持続的成長を実現するため、グループの理念体系を策定し、併せてこれを役職員へ浸透させることに努めるとともに、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告の信頼性を確保する態勢等を確立して、当社及び当社グループの内部統制システムの充実・強化を図ることを目的として制定する。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① (法令等遵守の基本方針)

取締役会は、取締役の当社及び当社グループに係る職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他当社グループの業務の適正に必要な体制を確保し、また、その整備・充実を図るものとする。

② (社外取締役の選任)

当社グループと直接関係のない独立の社外取締役を選任することにより、外部の視点による監督機能の維持・向上を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

(業務執行に係る情報及び会議議事録の保管)

取締役会は、取締役の職務の執行に関して、取締役が責任及び義務を果たしたことを検証するために十分な情報を相当期間保存・管理する体制を確保するため、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、関連する資料とともに保存するものとする。

また、当社業務に係る各文書の保存方法は別途文書保存に関する規程を定め、これに基づき保管するものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① (取締役会の決定事項)

取締役会は、その決定事項について法令に定めのあるもののほか、定款及び取締役会規則に定めるものとする。

② (業務執行の委嘱)

取締役会は、業務を効率的に運用することにより実効性を高めるため、その決定により、代表取締役以外の取締役及び執行役員に業務執行を委嘱するものとする。

③ (業務執行に係る決定権限)

取締役会は、取締役会以外で経営陣を構成員とする委員会並びに取締役及び執行役員の業務執行権限を、稟議等決定基準において定める。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① (リスク管理の統括部署)

取締役会は、当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するため、内規によってリスク管理の統括部署を定め、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、また、危機発生に備えた基本方針を定めるなど必要な体制を確保する。

② (リスク管理に係る諸規程の策定)

取締役会は、グループ全体の業務の適切性及び健全性を確保するため、リスク管理に関する組織体制、リスクの把握・評価・報告の方法、リスク管理に関する監査部署など基本的事項を定めた管理規則を策定するほか、事業年度ごとのリスク管理プログラムを策定し、グループ会社のリスク管理に関する業務執行について、経営陣の参加するグループリスク管理委員会等においてリスク管理のモニタリングを実施する。

③ (実効的なリスク管理の確保)

取締役会は、網羅的かつ実効的なリスク管理を行うため、リスク特性に応じて分類・管理するものとし、リスクのモニタリングやリスクコントロールの機動的な態勢を確保するため、必要に応じてリスクカテゴリー毎の関連部署を定めることとする。

④ (コンティンジェンシープラン)

取締役会は、損失の危機発生に対応するための緊急措置、行動基準を定め、当社グループの役職員の人命の安全及び財産の確保並びに主要業務の継続を目的とし、危機管理体制を確保するものとする。

⑤ (リスク管理に対する監査体制)

取締役会は、内規によって業務執行ラインから独立した内部監査部門を定め、リスク所管部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に取締役会へ報告させるとともに、外部監査機関と連携してリスク管理体制の充実強化を図るものとする。

(5) 当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備及び運用するための規程を定める。また、内規によって同報告に係る内部統制の有効性を評価する責任部署を設置する。

(6) 当社グループの役職員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① (コンプライアンス態勢の整備)

取締役会は、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、コンプライアンスに関するグループ共通の基本的な価値観、精神、行動基準を示したコンプライアンス憲章を制定するとともに、内規によってコンプライアンスに関する統括部署を設置し、法令等遵守のための体制構築のための基本的な方針・規則等を定める。

② (コンプライアンス・プログラム)

取締役会は、下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の評価・チェックを定期的に行うとともに、事業年度ごとの法令等遵守に係る重点課題や活動計画をコンプライアンス・プログラムとして定め、グループ全体のコンプライアンス態勢の着実な整備を行い、実効性を高める。

③ (法令等遵守態勢の検証)

取締役会は、内部監査部門に対して、当社グループのコンプライアンスに関する管理態勢の有効性及び適切性を検証させ、その結果の報告を受けるものとする。

④ (反社会的勢力の排除)

取締役会は、法令等遵守に関する基本方針である「コンプライアンス憲章」において、反社会的勢力への対応方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力等との関係を遮断するための体制を整備する。

(7) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

① (グループ会社の運営・管理部署)

取締役会は、当社グループの健全かつ円滑な運営を行うため、グループ会社の運営及び管理に関する規程を定める。また、内規によってグループ会社の運営を管理する部署を設置する。

② (グループ会社に関する協議・報告基準)

取締役会は、グループ会社の効率的かつ適切な運営を確保するため、法令等の範囲内において、グループ会社の運営に関する協議、事前承認及び報告に関する基準を定める。

(8) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における (監査等委員会を補助すべき) 使用人に関する体制

① (監査等委員会室の設置)

取締役会は、監査等委員会の職務について効率性及び実効性を高めるため、監査等委員会の職務を補助する所管部署を監査等委員会室として設置する。

② (監査等委員会室の担当者)

監査等委員会室には、監査業務の補助を行うのに必要な知識・能力を具備した専属の人材を配置する。

- (9) **監査等委員会を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

(監査等委員会室の独立性及び監査等委員会室への指示の実効性)

監査等委員会室は監査等委員会の指揮監督下に置くものとし、また、同室担当者の人事異動については、事前に監査等委員会と十分協議するものとする。

- (10) **当社グループの役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

① (監査等委員会への報告体制)

当社グループの役職員は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす事実を発見した場合、又はその発生の恐れがある場合は監査等委員会に対して、その事実等を書面又は口頭で報告できるものとする。

② (監査等委員会による監査への協力)

監査等委員会は、必要に応じていつでも取締役及び執行役員並びに使用人等当社グループの役職員に対して報告を求めることができ、報告を求められた役職員は適切に対応し協力しなければならない。

- (11) **監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

(10) の報告を行った当社グループの役職員は、当該報告をしたことを理由として、不利益取扱い等を受けることはない。万一、不利益取扱い等が確認された場合は、直ちに中止するように命じるとともに、不利益取扱いを行った者等の処分を検討する。

(12) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①（監査等委員の重要会議への出席）

監査等委員は、グループ経営会議及び業務執行に関する委員会に出席し、意見を述べることができる。

②（会計監査人、代表取締役、子会社の監査役又は監査等委員との連携）

監査等委員会は、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役又は監査等委員と定期的な会合を実施し意見交換を行う。

③（内部統制部門等との連携）

監査等委員会は、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門その他内部統制機能を所管する社内部署並びに内部監査部門と定期的な会合を実施し意見交換を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行の適正及び効率性の確保に係る運用状況

複数の独立社外取締役が出席する取締役会（9回開催）において、法令及び定款に定める事項のほか、グループ経営に係る基本方針の協議・決定や、グループ会社の経営管理、業務執行等における重要な事項についての意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しました。

(2) リスク管理に係る運用状況

リスク管理に係る重点課題や活動計画である「2025年度リスク管理プログラム」を取締役会において策定し、グループ全体のリスク管理態勢の強化・高度化に取り組みました。

上記の取り組み状況については、経営陣が参加するグループリスク管理委員会（ALM委員会を毎月開催、オペレーショナル・リスク管理委員会を4回開催）においてモニタリングを実施し、リスク管理所管部門が取締役会に報告したほか、業務執行ラインから独立した内部監査部門がリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証し、取締役会に報告しました。

(3) コンプライアンスに係る運用状況

コンプライアンスに係る重点課題や活動計画である「2025年度コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、グループ全体のコンプライアンス態勢及び顧客保護等管理態勢の充実・強化に取り組みました。

上記の取り組み状況については、経営陣が参加するコンプライアンス委員会（2回開催）において評価・チェックを実施し、コンプライアンス所管部門が取締役会に報告したほか、業務執行ラインから独立した内部監査部門がコンプライアンスに関する管理態勢の適切性及び有効性を検証し、取締役会に報告しました。

(4) グループ会社の運営・管理に係る運用状況

取締役会は子銀行の取締役を兼務する社内取締役を構成員としており、グループ経営方針や経営戦略等を子銀行の運営に効果的に反映させております。

また、取締役会が定める基準に基づき、グループ会社の運営に関する協議及び事前承認を適時適切に実施するとともに、運営の状況を取締役会に報告しました。

(5) 監査等委員会の監査の実効性の確保に係る運用状況

監査等委員は、取締役会、グループ経営会議及び業務執行に関する委員会に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認するとともに、適時適切に意見を述べております。

また、監査等委員は、会計監査人及び代表取締役を含む取締役との意思疎通や、内部監査部門及び内部統制機能の所管部署等との連携により必要かつ十分な情報を収集するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得るなど、監査等委員会の監査の実効性の確保に努めております。

9 特定完全子会社に関する事項

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	523,396百万円	763,997百万円

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款第39条に、期末配当を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。

また、当社は、長期安定的な経営基盤確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまのご期待にお応えするため、配当性向の目安を40%程度とし、利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的・持続的な増加に努めることとしております。

なお、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上に資する株主還元策として、業績・資本の状況、成長投資の機会及び株価を含めた市場環境を考慮し、実施を検討してまいります。

第19期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	7,097,546	預 金	21,625,175
コールローン及び買入手形	13,909	譲 渡 性 預 金	260,430
買 入 金 銭 債 権	43,749	コールマネー及び売渡手形	3,287,500
特 定 取 引 資 産	268	売 現 先 勘 定	1,490,711
金 銭 の 信 託	29,657	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,196,281
有 価 証 券	5,451,502	借 用 金	4,046,508
貸 出 金	20,306,888	外 国 為 替	882
外 国 為 替	12,168	短 期 社 債	56,000
そ の 他 資 産	383,087	そ の 他 負 債	434,381
有 形 固 定 資 産	216,924	退 職 給 付 に 係 る 負 債	778
建 物	54,028	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3,927
土 地	140,993	そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	130
リ ー ス 資 産	5,524	株 式 給 付 引 当 金	605
建 設 仮 勘 定	4,213	特 別 法 上 の 引 当 金	39
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	12,163	繰 延 税 金 負 債	503
無 形 固 定 資 産	37,152	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	23,471
ソ フ ト ウ ェ ア	24,431	支 払 承 諾	55,441
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	12,720	負 債 の 部 合 計	32,482,769
退 職 給 付 に 係 る 資 産	70,534	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	39,679	資 本 金	124,799
支 払 承 諾 見 返	55,441	資 本 剰 余 金	143,978
貸 倒 引 当 金	△199,025	利 益 剰 余 金	737,059
		自 己 株 式	△6,109
		株 主 資 本 合 計	999,728
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△20,907
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16,020
		土 地 再 評 価 差 額 金	50,443
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	31,003
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	76,560
		非 支 配 株 主 持 分	428
		純 資 産 の 部 合 計	1,076,716
資 産 の 部 合 計	33,559,486	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	33,559,486

第19期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		621,168
資	金 運 用 収 益	442,554	
	貸 出 金 利 息	256,937	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	132,275	
	コー ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	531	
	買 現 先 利 息	0	
	預 け 金 利 息	5	
	そ の 他 の 受 入 利 息	52,805	
信	託 報 酬	0	
役	務 取 引 等 収 益	77,095	
特	定 取 引 収 益	94	
そ	の 他 業 務 収 益	20,441	
そ	の 他 業 務 常 収 益	80,982	
	償 却 債 権 取 立 益	79	
	そ の 他 の 経 常 収 益	80,902	
経	常 費 用	179,733	500,557
資	金 調 達 費 用	48,257	
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	1,866	
	コー ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	13,580	
	売 債 券 借 取 引 支 払 利 息	12,958	
	借 貸 用 金 利 息	41,474	
	短 期 社 債 利 息	8,949	
	そ の 他 の 支 払 利 息	408	
	役 務 取 引 等 費 用	52,237	
そ	の 他 業 務 費 用	32,481	
営	の 他 業 務 費 用	95,147	
そ	の 他 業 務 常 費 用	173,293	
	の 他 業 務 常 費 用	19,901	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,341	
	そ の 他 の 経 常 費 用	2,559	
経	常 別 利 益		120,610
特	固 定 資 産 処 分 益	145	145
特	固 定 資 産 処 分 損 失		1,041
	固 定 資 産 減 損	790	
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	242	
		8	
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		119,714
	法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	37,212	
	法 人 税 等 調 整 額	△2,944	
	法 人 税 等 合 計		34,268
	当 期 純 利 益		85,446
	非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		17
	親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		85,428

第19期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	124,799	143,978	680,851	△5,554	944,074
当期変動額					
剰余金の配当			△29,342		△29,342
親会社株主に帰属する 当期純利益			85,428		85,428
自己株式の取得				△680	△680
自己株式の処分		0		126	126
土地再評価差額金の取崩			121		121
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	56,207	△554	55,653
当期末残高	124,799	143,978	737,059	△6,109	999,728

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	△78,074	6,703	50,565	5,913	△14,891	410	929,593
当期変動額							
剰余金の配当							△29,342
親会社株主に帰属する 当期純利益							85,428
自己株式の取得							△680
自己株式の処分							126
土地再評価差額金の取崩							121
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	57,166	9,317	△121	25,089	91,451	17	91,469
当期変動額合計	57,166	9,317	△121	25,089	91,451	17	147,122
当期末残高	△20,907	16,020	50,443	31,003	76,560	428	1,076,716

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 27社

主要な会社名

株式会社福岡銀行

株式会社熊本銀行

株式会社十八親和銀行

- ② 非連結の子会社及び子法人等 13社

主要な会社名

F F Gベンチャー投資事業有限責任組合第1号

F F Gベンチャー投資事業有限責任組合第1号他12社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- ③ 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等 4社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、事業再生等を図りキャピタルゲイン獲得を目的として出資したものであり、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）第16項の要件を満たしているため、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等は該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

F F Gリース株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 13社

主要な会社名

F F Gベンチャー投資事業有限責任組合第1号

④ 持分法非適用の関連法人等 3社

会社名

くまもと歴史まちづくりファンド有限責任事業組合

九州オープンイノベーション2号投資事業有限責任組合

株式会社Good Local 九州

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

6月末日 3社

3月末日 24社

② 6月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

また、外貨建その他有価証券（債券）の換算差額については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額（外貨ベースでの評価差額を決算時の直物為替相場で換算した金額）を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、主として定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、景気予測に基づくデフォルト率を正常先10区分、要注意先6区分、破綻懸念先1区分の計17区分で推計し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(7) その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、当社及び一部の連結される子会社の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、F F G証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年～9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の

取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内の連結される子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で利益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損失の場合はその金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 199,025百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」〔(5) 貸倒引当金の計上基準〕に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「デフォルト率の推計における将来の景気見通し」であります。それぞれの仮定の内容は次のとおりです。

- ・債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し

各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

- ・デフォルト率の推計における将来の景気見通し

デフォルト率は、景気予測と過去の景気推移及び倒産実績をもとに統計的に推計のうえ算定しており、景気指標にはGDP成長率を使用しております。

景気予測にあたっては、将来の景気見通しに基づく2つのシナリオ（ベースシナリオとダウンサイドシナリオ）から1年間の予想GDP成長率を算定し、原則半期毎に取締役会で決定しております。

当連結会計年度末における景気見通しは、国内経済は緩やかな成長基調にあるものの、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇を通じて、生産活動の抑制や物価上昇、消費マインドの悪化が生じ、これらの影響が幅広い業種に波及することで、景気が下振れするリスクは従来より高まっていると仮定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

主要な仮定は、景気動向や不動産価格、取引先企業の経営状況の変動等の不確実性の影響を受ける可能性があり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 取引の概要

当社は、当社グループの業績及び株主価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めること及び株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆さまと共有することを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度では、当社取締役のほか、当社執行役員並びに子会社である株式会社福岡銀行、株式会社熊本銀行、株式会社十八親和銀行、株式会社福岡中央銀行、株式会社みんなの銀行の取締役及び執行役員（当社取締役とあわせて以下、「対象取締役等」という。）を対象としております。

なお、本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しており、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び金銭の交付及び給付を対象取締役等に行うものであります。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における当連結会計年度末の帳簿価額は1,146百万円であります。
- (3) 信託が保有する自社の株式の当連結会計年度末の株式数は343千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結される子会社及び子法人等の株式（及び出資金）を除く） 34,610百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	51,536百万円
危険債権額	138,267百万円
三月以上延滞債権額	2,053百万円
貸出条件緩和債権額	116,600百万円
合計額	308,456百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,042百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	3,207,475百万円
貸出金	5,416,903百万円
その他資産	4百万円

担保資産に対応する債務

預金	46,707百万円
売現先勘定	1,490,711百万円
債券貸借取引受入担保金	1,196,281百万円
借入金	4,040,803百万円
その他負債	116百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券149,035百万円及びその他資産707百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金504百万円、金融商品等差入担保金104,827百万円及び保証金2,400百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

5. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,116,257百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,623,420百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社福岡銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づいて、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 171,046百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 16,610百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は23,301百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益78,511百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当64,098百万円、退職給付費用△103百万円及び業務委託費17,903百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、信用保証協会責任共有制度負担金607百万円及び株式等償却408百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	191,138	－	－	191,138	
合 計	191,138	－	－	191,138	
自己株式					
普通株式	2,069	152	46	2,175	(注1、2)
合 計	2,069	152	46	2,175	

- (注) 1 増加株式数は、単元未満株式の買取請求4千株、役員報酬B I P信託による取得147千株、減少株式数は、単元未満株式の買増請求0千株及び役員報酬B I P信託による交付等46千株によるものであります。
- 2 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式がそれぞれ241千株、343千株含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	(注1) 13,251百万円	70.00円	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	(注2) 16,091百万円	85.00円	2025年9月30日	2025年12月10日
合計		29,342百万円			

(注) 1 配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金16百万円が含まれております。

2 配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金29百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	17,984百万円	利益剰余金	95.00円	2026年3月31日	2026年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に様々な金融サービスを提供しております。これらの事業において、資金運用手段はお客様への貸出金を主として、その他コールローン及び債券を中心とした有価証券等であります。また、資金調達手段はお客様からお預かりする預金を主として、その他コールマネー、借入金、社債等であります。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品の内容及びそのリスクは、主として以下のとおりであります。

(貸出金)

主に国内の法人及び個人のお客様に対する貸出金であり、貸出先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被る信用リスク及び金利が変動することにより利益が減少するないし損失を被る金利リスクに晒されております。

(有価証券)

主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利リスク、市場の価値が変動し損失を被る価格変動リスク及び一定の環境の下で売却が困難になるなどの流動性リスク（市場流動性リスク）に晒されております。金利リスクのうち、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを軽減しております。外貨建債券については、上記リスクのほか、為替の変動により損失を被る為替変動リスクに晒されておりますが、通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクを軽減しております。

(預金及び譲渡性預金)

主に法人及び個人のお客様からお預かりする当座預金、普通預金等の要求払預金、自由金利定期等の定期性預金及び譲渡性預金であり、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる等の流動性リスク（資金繰りリスク）に晒されております。

(デリバティブ取引)

デリバティブ取引はお客様に対するヘッジ手段等の提供や、当社グループの資産及び負債の総合的管理（ALM）等を目的に行っており、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替変動リスク）、信用リスク及び流動性リスク（市場流動性リスク）に晒されております。

また、ALMの一環として、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っているデリバティブ取引の一部にはヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「会計方針に関する事項（12）重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクは当社グループが保有する主要なリスクであり、資産の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するうえで、適切な管理を行うことは銀行経営における最も重要な課題の一つとなっております。

当社グループの取締役会は、信用リスク管理の基本方針を定めた「信用リスク管理方針」及び与信業務を適切に運営するための基本的な考え方や判断・行動の基準を明記した「与信の基本方針（クレジット・ポリシー）」を制定し、信用リスクを適切に管理しております。また、債務者の実態把握、債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行っております。加えて、個別債務者やポートフォリオ等の信用リスク量を算定し、一般貸倒引当金の検証、自己資本との比較、信用リスク管理手法への活用等を行い、信用リスクを合理的かつ定量的に把握しております。

信用リスク管理にかかる組織は、信用リスク管理部門及び内部監査部門で明確に分離しております。さらに信用リスク管理部門には、審査部門、与信管理部門、格付運用部門、問題債権管理部門を設置しており、信用リスク管理の実効性を確保しております。与信管理部門は、信用リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、信用リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、信用リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、与信管理部門は、信用リスク及び信用リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当社グループの収益の中で、金利リスク等の市場リスクにかかる収益は、信用リスクのそれとともに大きな収益源の一つですが、そのリスク・テイクの内容次第では、市場リスク・ファクターの変動によって収益力や財務内容の健全性に重大な影響を及ぼすこととなります。

当社グループの取締役会は、市場リスク管理の基本方針を定めた「市場リスク管理方針」及び具体的管理方法を定めた管理規則を制定し、市場リスクを適切に管理しております。

当社グループでは、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、対応方針を決定しております。リスク限度枠等については、当社から配賦されたリスク資本額やその他市場リスク管理に必要な限度枠を連結される子会社の常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っております。

市場リスク管理にかかる組織は、市場取引部門（フロント・オフィス）、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）、市場事務管理部門（バック・オフィス）及び内部監査部門で明確に分離しており、相互牽制機能が発揮できる組織体制としております。市場リスク管理部門は、市場リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、市場リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、市場リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、市場リスク管理部門は、市場リスク及び市場リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

<市場リスクに係る定量的情報>

(ア) トレーディング目的の金融商品

当社グループでは、「特定取引資産」である売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち金利関連取引、通貨関連取引及び債券関連取引の一部をトレーディング目的で保有しております。

これらの金融商品はお客様との取引及びその反対取引がほとんどであり、リスクは僅少であります。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

(i) 金利リスク

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうち債券、「預金」、「借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」のうち金利関連取引であります。

当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,250日）によってVaRを算定しており、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

2026年3月31日現在で当社グループの金利リスク量（損失額の推計値）は、73,064百万円であります。

当社グループでは、モデルが算出するVaRと、VaR計測時のポートフォリオに基づく仮定の損益とを比較するバックテストを実施しております。金利リスクのうち国内バンキング部門において、2025年度に関して実施したバックテストの結果、損失がVaRを1回超過したため、VaRに一定の乗数を乗じることで、保守性を確保しております。

なお、金融負債の「預金」のうち満期のない「流動性預金」については、内部モデルによりその長期滞留性を考慮して適切に推計した期日を用いて、VaRを算定しております。

このように、VaRは過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量を計測する手法であり、過去の相場変動で観測できなかった金利変動が発生した場合は、リスクを捕捉できない可能性があるため、当社グループでは、必要に応じて、適時・適切に使用する計測モデル等の見直しを行い、リスクを捕捉する精度を向上させております。

(ii) 価格変動リスク

当社グループにおいて、主要なリスク変数である株価の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち上場株式及び投資信託であります。

当社グループでは、これらの金融資産について、ヒストリカル・シミュレーション法（政策投資上場株式は保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,250日、純投資上場株式・投資信託は保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,250日）によってVaRを算定しており、価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

2026年3月31日現在で当社グループの価格変動リスク量は、59,580百万円であります。

当社グループでは、モデルが算出するVaRと、VaR計測時のポートフォリオに基づく仮定の損益とを比較するバックテストを実施しております。2025年度に関して実施したバックテストの結果、損失がVaRを超過した実績はなく、使用する計測モデルは、十分な精度により価格変動リスクを捕捉しているものと考えております。

但し、VaRは過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での価格変動リスク量を計測しているため、過去の価格変動で観測できなかった価格変動が発生した場合は、リスクを捕捉できない可能性があります。

(iii) 為替変動リスク

当社グループにおいて、リスク変数である為替の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」のうち外貨建貸付金、「有価証券」のうち外貨建債券、「預金」のうち外貨建預金、「デリバティブ取引」のうち通貨関連取引であります。

当社グループでは、当該金融資産と金融負債相殺後の純額をコントロールすることによって為替リスクを回避しており、リスクは僅少であります。

③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスクの軽視が経営破綻や、ひいては金融機関全体の連鎖的破綻（システミック・リスク）の顕在化につながりかねないため、流動性リスクの管理には万全を期す必要があると考えております。

当社グループの取締役会は、流動性リスク管理の基本方針を定めた「流動性リスク管理方針」、具体的管理方法を定めた管理規則及び流動性危機時の対応方針を定めた規則を制定し、流動性リスクを適切に管理しております。

当社グループでは、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、対応方針を決定しております。リスク限度枠等については、資金繰りリミットや担保差入限度額等を連結される子会社の常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っております。

当社グループの資金繰りの状況について、状況に応じた管理区分（平常時・懸念時・危機時等）及び状況に応じた対応方針を定め、資金繰り管理部門が月次で管理区分を判断し、ALM委員会が必要に応じて対応方針を協議する体制としております。

流動性リスク管理にかかる組織は、日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門、日々の資金繰りの管理・運営等の適切性のモニタリング等を行う流動性リスク管理部門及び内部監査部門で明確に分離しており、相互牽制機能が発揮できる組織体制としております。流動性リスク管理部門は、流動性リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、流動性リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、流動性リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、流動性リスク管理部門は、流動性リスク及び流動性リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目及び「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
その他有価証券 (* 1)	5,323,015	5,323,015	—
(2) 貸出金	20,306,888		
貸倒引当金 (* 2)	△196,476		
	20,110,411	20,071,922	△38,488
資 産 計	25,433,426	25,394,937	△38,488
(1) 預金	21,625,175	21,622,309	△2,865
(2) 譲渡性預金	260,430	260,542	112
(3) 借入金	4,046,508	3,985,902	△60,606
(4) 社債	—	—	—
負 債 計	25,932,114	25,868,754	△63,359
デリバティブ取引 (* 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,259	3,259	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,706)	(6,706)	—
デリバティブ取引計	(3,447)	(3,447)	—

(* 1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1) (* 2) (* 3)	10,540
組合出資金 (* 4)	113,146

- (* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について400百万円減損処理を行っております。
- (* 3) 持分法適用関連会社株式4,799百万円は含めておりません。
- (* 4) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	1,935,115	—	—	1,935,115
地方債	—	316,751	—	316,751
社債	—	386,321	39,028	425,349
株式	260,835	—	—	260,835
外国債券	477,851	1,039,169	26,996	1,544,017
その他 (* 1)	151,548	609,794	16,899	778,241
資産計	2,825,350	2,352,036	82,923	5,260,310
デリバティブ取引 (* 2)				
金利関連	33	25,077	—	25,111
通貨関連	—	△28,655	—	△28,655
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	96	—	96
デリバティブ取引計	33	△3,481	—	△3,447

(* 1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は28,397百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は34,307百万円であります。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	－	－	20,071,922	20,071,922
資産計	－	－	20,071,922	20,071,922
預金	－	21,622,309	－	21,622,309
譲渡性預金	－	260,542	－	260,542
借入金	－	3,985,902	－	3,985,902
社債	－	－	－	－
負債計	－	25,868,754	－	25,868,754

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が利用できない場合には、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、主として、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次回の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に市場価格のある社債等から推定される当社の信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。これらについては、時価に対して観察できないインプットの影響額が重要な場合にはレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次回の金利期日を満期日とみなしております。

社債

当社及び連結される子会社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっております。市場価格のない社債は、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に市場価格のある社債等から推定される当社の信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格のある社債はレベル2の時価に分類し、市場価格のない社債は、レベル3の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、市場金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。

店頭取引のうち、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券 (2026年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	258,996	92,626	166,370
	債 券	16,967	16,752	214
	国 債	1,603	1,592	11
	地方債	-	-	-
	社 債	15,363	15,160	203
	その他	1,076,251	1,019,717	56,533
	小 計	1,352,215	1,129,097	223,118
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株 式	1,838	1,960	△121
	債 券	2,660,248	2,852,863	△192,614
	国 債	1,933,511	2,068,296	△134,784
	地方債	316,751	331,176	△14,425
	社 債	409,985	453,390	△43,404
	その他	1,308,712	1,374,154	△65,442
	小 計	3,970,799	4,228,978	△258,178
合 計		5,323,015	5,358,075	△35,060

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	52,694	43,375	2
債 券	1,068,349	53	90,483
国 債	1,054,817	53	87,481
地方債	—	—	—
社 債	13,532	0	3,001
その他	192,062	38,098	3,662
合 計	1,313,106	81,527	94,148

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、8百万円（うち、株式8百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	8,093	△5

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭の信託	21,564	21,564	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	59,094	百万円
税務上の繰越欠損金	4,789	
退職給付に係る負債	270	
その他有価証券評価差額金	11,618	
有価証券償却	3,237	
減価償却	3,652	
連結納税に伴う時価評価益	3,840	
その他	12,389	
繰延税金資産小計	98,892	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,180	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,448	
評価性引当額小計	△15,628	
繰延税金資産合計	83,263	
繰延税金負債		
退職給付信託設定益	△2,444	
退職給付信託返還有価証券	△7,848	
固定資産圧縮積立金	△692	
連結納税に伴う時価評価損	△463	
繰延ヘッジ損益	△7,287	
その他	△25,351	
繰延税金負債合計	△44,087	
繰延税金資産の純額	39,175	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	5,695円77銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	451円99銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第19期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,953	流 動 負 債	157,000
現金及び預金	3,877	短期借入金	98,600
前払費用	277	短期社債	56,000
仮払金	21	未払金	1,840
未収入金	776	未払費用	14
		未払法人税等	49
固 定 資 産	759,044	リース債務	247
有 形 固 定 資 産	662	その他	248
リース資産	585	固 定 負 債	648
その他の有形固定資産	77	リース債務	337
無 形 固 定 資 産	7,069	株式給付引当金	311
ソフトウェア	6,902	負 債 の 部 合 計	157,649
その他の無形固定資産	167	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	751,312	株 主 資 本	606,348
関係会社株式	750,792	資 本 金	124,799
繰延税金資産	520	資 本 剰 余 金	377,039
		資本準備金	101,786
		その他資本剰余金	275,252
		利 益 剰 余 金	110,619
		その他利益剰余金	110,619
		繰越利益剰余金	110,619
		自 己 株 式	△6,109
		純 資 産 の 部 合 計	606,348
資 産 の 部 合 計	763,997	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	763,997

第19期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		78,930
関係会社受取配当金	76,205	
関係会社受入手数料	2,724	
営 業 費 用		20,818
販売費及び一般管理費	20,818	
営 業 利 益		58,111
営 業 外 収 益		28
未払配当金除斥益	20	
雑 収 入	8	
営 業 外 費 用		1,586
支 払 利 息	1,083	
短期社債利息	408	
雑 損 失	94	
経 常 利 益		56,554
税 引 前 当 期 純 利 益		56,554
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△445	
法 人 税 等 調 整 額	222	
法 人 税 等 合 計		△222
当 期 純 利 益		56,777

第19期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	124,799	101,786	275,252	377,039
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
当期変動額合計	-	-	0	0
当期末残高	124,799	101,786	275,252	377,039

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	83,184	83,184	△5,554	579,468	579,468
当期変動額					
剰余金の配当	△29,342	△29,342		△29,342	△29,342
当期純利益	56,777	56,777		56,777	56,777
自己株式の取得			△680	△680	△680
自己株式の処分			126	126	126
当期変動額合計	27,434	27,434	△554	26,880	26,880
当期末残高	110,619	110,619	△6,109	606,348	606,348

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

3. 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 取引の概要

当社は、当社グループの業績及び株主価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めること及び株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆さまと共有することを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度では、当社取締役のほか、当社執行役員並びに子会社である株式会社福岡銀行、株式会社熊本銀行、株式会社十八親和銀行、株式会社福岡中央銀行、株式会社みんなの銀行の取締役及び執行役員（当社取締役とあわせて以下、「対象取締役等」という。）を対象としております。

なお、本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しており、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び金銭の交付及び給付を対象取締役等に行うものであります。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における当事業年度末の帳簿価額は1,146百万円であります。
- (3) 信託が保有する自社の株式の当事業年度末の株式数は343千株であります。

注記事項

貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額		816百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
金銭債権	預金	3,877百万円
	前払費用	173百万円
	未収入金	452百万円
金銭債務	短期借入金	98,600百万円
	未払金	1,835百万円

損益計算書関係

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
関係会社受取配当金	76,205百万円
関係会社受入手数料	2,724百万円
営業取引以外の取引による取引高	
支払利息	1,083百万円

2. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 福岡銀行	所有直接100%	経営管理等 役員の兼任	融資取引	△11,300	短期借入金	98,600
				借入金利息の支払	1,083	前払費用	173
	株式会社 福岡中央銀行	所有直接100%	経営管理等 役員の兼任	増資の引受	10,000	—	—
	株式会社 みんなの銀行	所有直接100%	経営管理等 役員の兼任	増資の引受	6,000	—	—

注 取引条件については、市場情勢等を勘案し合理的に決定しております。

株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,069	152	46	2,175	(注1、2)
合計	2,069	152	46	2,175	

(注) 1 増加株式数は、単元未満株式の買取請求4千株及び役員報酬B I P信託による取得147千株、減少株式数は、単元未満株式の買増請求0千株及び役員報酬B I P信託による交付等46千株によるものであります。

2 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式がそれぞれ241千株、343千株含まれております。

有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式748,331百万円、関連会社株式2,461百万円）は、全て市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

税効果会計関係

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

関係会社株式評価損	70,426 百万円
税務上の繰越欠損金	438
その他	733
繰延税金資産小計	<u>71,598</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△438
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70,639
評価性引当額小計	<u>△71,078</u>
繰延税金資産合計	520 百万円

1 株当たり情報

1株当たりの純資産額	3,208円82銭
1株当たりの当期純利益金額	300円40銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田中宏和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉村祐二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮川宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し開示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田中 宏和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 祐二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮川 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を示し、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員（常勤） 丸 田 哲 也

監 査 等 委 員 山 田 英 夫

監 査 等 委 員 石 橋 伸 子

(注) 監査等委員山田英夫及び石橋伸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

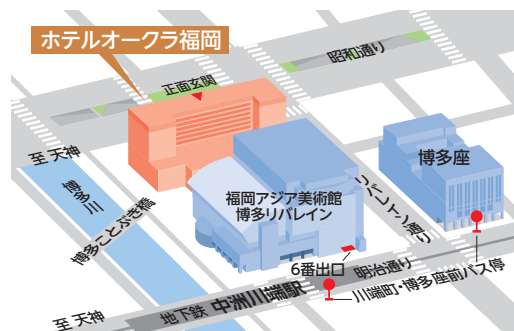
以 上

株主総会会場ご案内図

- 会場 ホテルオークラ福岡 4階平安の間
福岡市博多区下川端町3番2号
電話 (092) 262-1111



会場周辺図



交通のご案内

地下鉄「中洲川端駅」

川端口改札より6番出口

バス「川端町・博多座前」バス停で下車

- 博多バスターミナルより約15分
- 西鉄天神バスセンターより約10分

会場内には、車椅子で来場される株主様向けのスペースをご用意しております。

